

婦人、年少者

昭和二十八年五月二十日第三回郵便物認可 昭和三十一年二月五日発行（毎月一回五日発行）第四卷第一号



M. Tarkenton 55

32

定時制高校に学ぶ年少者の問題

婦人少年協会

家庭は 個人が家族の人々とともに日々の生活をいとなむ最も人間的な生活の場であると同時に 社会をさへえる最も基礎的な集団として社会の生産や文化の源泉となっているものであります。このように家庭は 個人の幸福 社会の進歩発展を大きく左右するものです。

さて この「人類の偉大な資産」ともいふべき家庭は 日本の社会でどのようなありかたをしているのでしょうか。―家族員のすべてに いこいや活力や人格的成長をあたえるような愛情と信頼にもとづいた合理的な家族関係が つねに保たれているのでしょうか。次の世代をよい社会人として世の中に送り出す役わりは 十分にはたされているでしょうか。また家庭のもつ意義は社会においてよく認識され 家庭生活は尊重されているのでしょうか。

あるいはまた この複雑な近代社会において 家庭は本来どんな役わりを果すべきものなのでしょうか。家庭生活と社会生活との関係はどうあるべきなのでしょう。

これらの問題について考えあひ 日本の家庭を新しい時代にふさわしいあかるいものとするには婦人はどうすればよいかを話しあうために 第八回婦人週間を記念して、第四回全国婦人会議を開催いたします。

第四回全国婦人会議
期日 四月十四・十五・十六日
会場 東京 産経会館 N.H.Kホール

日本の家庭を明るくするために

議題 第一日 近代社会における家庭の意義
第二日 いかにして家庭を明るくするか

会議出席者募集規定

一募集人員 六〇名

二応募資格

満二十才以上の婦人学歴・職業を問いません。出席を希望される方は、次の書類を提出して下さい。

三応募方法

〇所感文―次の中から一題を選び四〇〇字原稿三枚程度に要点をまとめた自作のもの。

(1) 近代社会における家庭の意義について

(2) 現在家庭の機能は十分に果たされているか(等)

私はこうして家庭を明るくしている

(人間関係・生活技術・家庭経済・家庭と職業・交際等の面において)

略歴―氏名・年令・住所・学歴・職歴・配偶者の有無及びその職業・子供の数。

また 婦人会・青年団・労組・主婦グループ等組織に所属している場合は 組織名及び活動状況を簡単に記載する。

略歴は所感文とは別紙にして所感文の表紙に貼付する。

各都道府県庁所在地 労働基準局内

昭和三十一年二月二十九日 N.H.K地方支局

中央の選考委員会において書類審査により選考します。

二月二十四日 出席者各自に通知すると同時にラジオ放送及び新聞紙上に発表します。

出席者の旅費と東京滞在費は主催者が負担します。

会議は一般に公開しますから傍聴希望者は東京都中央局区内労働者婦人少年局に申込して下さい。男女を問いません。

〇会議出席者は四月上旬各都道府県で開催される婦人少年室及びNHK共催の地方婦人問題会議に必ず参加します。

〇全国婦人会議の模様は全国に放送されます。

主催 労働省
日本放送協会

婦人と年少者 三十二号 目次

建議書と私見……………藤本喜八…2

定時制高校に学ぶ働く青少年の教育・保護福祉対策……………徳永花江…3

定時制高校の実態と問題点の解決方策……………小杉英司…6

本校(向島商)の給食状況……………新堀源司…10

失われゆく希望と夢……………内田 鴻…11

長欠児調査点描……………東京婦人少年室…13

〇冷たい書庫の中で……………15

〇年少労働者の扱い方と指導の仕方(2)……………16

資料室

年少労働者の保護福祉に関する婦人少年問題審議会の建議……………19

地方的特殊産業の実態(2)……………22

昭和三十年三月中学校・高等学校卒業後の状況について……………25

関東甲信越の年少者不当雇用慣行実態調査(中間報告)……………28

女子労働者の保護規定について(2)……………29

十二月の婦人界の動き……………31

労組婦人のページ……………32

女子の就業者と完全失業者数・平均現金給与……………表紙の3

〇婦人少年局ニュース……………表紙の3

表紙…塚谷政義 扉・カット…甲斐仁代・塚谷政義





建議書と私見

藤本喜八

婦人少年問題審議会が、昨年末（十二月二十六日付）、労働・厚生・文部・大蔵の各大臣及び内閣官房長官・中小企業庁長官あてに建議した「年少労働者の保護と福祉」に関する意見はさすが斯界の識者が半年の余に亘つて審議されたものだけに、一読手を打つて「同感」と叫びたい個所ばかりである。政府首脳がこの建議書を受取つて、従来の多くの先例のように、「承り置く」だけでなく、実行に移してくれたならば、単に、当の年少労働者だけでなく、全国民の生活向上のために、どんなに貢献することだろう。

建議書を読んで、特に注目をついた個所について、私の所見を述べておきたい。

(1)「労働保護に関する問題」の「一般的問題」において、年少労働関係の労働基準法違反件数が特に中小企業に多いことを物語る統計が掲げられているが、私はこの数字そのものに、疑問を抱く。実際は、遙かに遙かにもつと多くの違反があるのであつて、ここに摘出された数

はあるまい。
然るに、この対策の（ロ）に「事業主が労働基準法の内容を知らぬため」と言つてゐるのは、甚だ微温的である。同法施行後、既に八年余を経過している。彼らは、決して「知らぬ」のではなく、「知つていて犯している」にちがいないのだからである。

(2)「特殊問題」の項において東京都内で新開配達をする十五歳未満の少年たちが、僅か八・二%しか法定の就労許可を得ていないという事実には驚いた。吾々は毎朝毎晩それらの少年たちの手で配られた新聞を読んでいるのだから、これは全く身近な問題である。

又定時制高校の生徒の体位が、全日制高校の生徒にくらべて劣ることは、常識からも想像できることであるが、その原因を、労働医学的に解明しなければ、抜本的な保護や指導の方針が立たないはずだと思ふ。実際、ここに掲げられた対策の三点では、最も肝腎な点が脱けているように思われてならない。政府は日本労働科学研究所あたりに、その研究を委託すべきではあるまいか。

(3)「福祉厚生に関する問題」においては、「労働青少年ホームの設置」に特に共鳴する。建議書に述べられているのと全く同じ趣旨で、前々から私も切望していたところだから。

(4)「その他」の「離職等の実態調査」は、一面年少者の職業指導のために、他面、年少労働の実態を側面から探るために、極めて有用な基礎資料を提供するものとなるだろう。この意

味においては是非とも実行して欲しいものである。

建議書に洩れている事項で、是非とも政府の考慮を求めたい一点がある。

戦後、産業界の正常化に伴つて労働者の数は年々増加しつつある。労働基準法適用事業報告によると昭和二十三年末の約九八三万人から十九年末の約一一七四万人にまで増加している。（もつともこの増加には、報告の提出率上昇という条件も加わっているから、直ちに実数が増

加したのだと即断するわけにはいかないが。）ところが同じ期間と同じ事情の下において、十五歳十八歳の年少労働者の数は約九三万人から約七三万人と減少していることは注目すべきことである。即ち新制中学校卒業後の若者の職場が年々狭くなりつつある、ということである。

義務教育を了えて、純真で若々しい希望を抱いて、実社会に踏み出そうとする彼らに対して、何という悲惨な現実であらうか。
私が昨年二月西独ポンの労働者職業局長に面

会した際の話によると、西独首相アデナウアーは、毎年の卒業期に、「使用者よ、年少者を雇え。そして有能な熟練工を養成せよ。かれらこそ西独産業の基礎であり、財産である」と使用者に呼びかけているそうである。わが国の総理大臣が、戦後一度として、このような呼びかけをしたであらうか。今にしてこの問題に善処しなければ、数年の後、どのような結果に立ち到るか、想像するさえ身ふるいするほどである。
(立大教授・本会副会長)



定時制高等学校に学ぶ

働く青少年の教育・保護福祉対策

——中央青少年問題協議会の対策要綱について——

徳永花江

年々、中学校を卒業して何らかの職業に従事する年少者の数は、百数十万の卒業者の約半数に近い。毎年送り出されてくるこれら多くの働く年少者に与えられている教育の機会が果してどのような状態におかれているであらう。

いま、昭和三十年三月の中学校卒業者を例にとつてみれば、総数約一、六九六、〇〇〇人（二〇〇%）のうち、全日制高等学校への進学者は約七二五、〇〇〇人（四二・七%）で、定時

制高等学校への入学者は一六五、〇〇〇人（九・八%）である。そして高等学校の通信教育へ入学した者は約二〇、〇〇〇人と見込まれ、その他は青年学級、技術者養成施設、及び各種学校に学ぶ少数の者を除けば、多数の年少者は働きながら学ぶ機会が得られない現状である。

なお昭和三十年度の学校基本調査によれば、全日制高等学校（修業年限三年）
一、九一六校 二、〇五〇、二八六八
定時制高等学校（修業年限四年以上）

事業場附属の各種学校

二六〇校 約六三、〇〇〇人

私立定時制高等学校

一八校 約二、〇〇〇人

従つて、昭和三十年十月現在の労働力調査による年少就業者（十四歳〜十九歳）五六二万にこれを比較すると、社会教育の一環として行われている青年学級に席をおく青年を含めてさえもその三割程度の者が教育の場におかれてい

三、一八八校 五四一、五九六八
高等学校通信教育（修業年限四年以上）
七〇校 五二、一〇三人
であり、このほかに次のような施設がある。
青年学級
一六、一五九学級 約一、〇六〇、〇〇〇人
(成人を含む、うち二〇歳以下約七〇%)
技能者養成施設（修業年限三年〜四年）
約二八、〇〇〇所 約六三、〇〇〇人
(成人を含む)

4
ない現状であることがわかるであろう。

ところで、学校教育制度の枠内で学ぶ勤労青少年は、その大多数が定時制高等学校に集中している。そして、夜間高校生の七二・九％は勤務者、一六・五％が家庭従事者、残る一〇・六％が無職となっており、大部分が昼間働きながら通学している。いきおい、通学者は、就業を終えて登校するわけであるが、学校は一週六日間、毎日午後五時半頃から九時頃まで四単位時間の授業を受け、最低四年間で高等学校の全課程を終了する仕組みになっている。そこでその期間に所定の八五単位を修め得ない場合は五年でも六年でも自由に通学できるわけである。それにしても、働きながら学ぶ者にとつては、できるだけ最短期間の四年間で修了したいところであろう。

大体、事業場の終業時間が午後五時である上に、残業となることや事業場と学校の距離の関係もあつて学校を遅刻する者は、週一回以上が四七・五％を占め、このうちには毎日遅刻する者が一〇・七％も含まれている。

欠席率は一〇・二〇％で、休学率は昭和二六年以降、下降の傾向にあるとはいへ、退学状況については、入学してから卒業するまでの間に約五〇％近くの者が脱落している。その理由は、
本人の意思によるもの 一二・六％
家庭の経済的事情 四二・二％
転職、離職によるもの 一七・二％

その他
「八％
で、殆んどが他動的理由に基づくものである。
また、生徒の収入だけで家計を支えているものが六・六％、収入の一部を家計の補助にしているものが四二・八％で、半数以上が家計を担っている状況である。

授業の終了は九時以後であるため、大部分の者の帰宅時刻は、九時三〇分～十時三〇分となり、夕食は七〇～八〇％の者が帰宅後十時～十一時の間にとつてゐる。従つて、胃腸障害、視力障害が多く、結核の罹病率も全日制生徒より高く、身長、体重、胸囲、座高などについても一部の例外を除いては、昼間の生徒に比べて各歳別の平均値、発育状態が、総体的に劣つてゐる。これらは働・学二重の疲労が影響していることは見逃せない。

働きながら学ぶ青少年の実態は概略以上のような状態にあるので、これらの問題点を解決するために、中央青少年問題協議会では、昨年の秋以来これを採り上げ、当面の解決策として、次のような対策要綱を決定した。

一、運営について
1、遅刻、中退等の防止
定時制高等学校に通学する大部分の青少年の終業時刻は午後五時であり、学校の始業時刻は五時半であるため、遅刻する者が多い。現状では、労働時間の短縮を雇用主に強いることはできないが、適正な労働条件の確保により遅刻を解消し、学業からの中途脱落者を防止すること。

遅刻せざるを得ない者に対しては、学校において一部科目を高等学校の通信教育によつて修業せざるなど適切な運営をなすこと。

2、通学による時間的、肉体的負担の軽減
事業場内又は中小事業場密集地帯に、可能な限り出張授業を行い、学級、分校を設け、通学の時間的、肉体的負担を軽減する。

3、施設、設備利用の機会均等
全日制高等学校と併置されたものにおいて、普通教室、実験、実習のための教室、視聴覚教具、学校図書館、運動場等の共用する施設、設備について、全日制生徒と同様利用の機会均等を保ち、全日制、定時制の一体的運営をなすよう努めること。

なお、中学校その他に併置されたものについても、併置により差別的な取扱いがなされないよう努めること。

4、本務教員の充実
夜間の定時制高等学校においては、兼務教員が多い現状にかんがみ、本務教員の充実はかかること。

なお、全日制との適正な人事交流及び兼務関係を確認すること。

5、生活指導の徹底
学校は事業場等と協力して校内校外における生活指導の徹底をはかること。

なお、生徒の補導のために専任の生徒指導担当者をおくことが望ましい。

保健体育の指導、情操教育及び生活設計の樹立等については、十分の指導を行うこと。

二、施設、設備について

1、照明度の強化
生徒の視力障害は、全日制生徒に比してはるかに多いので、基準度に達していない学校の照明を強化してその障害を除去するため、高等学校設置基準の規定「図書室及び教室の机上面及び黒板面の照度は、五〇ルクスを下つてはならない」を守らせること。なお、運動場、廊下その他の照明についても基準を設けること。

2、給食設備の充実
帰宅後十時～十一時頃夕食をとる者が多いため胃腸障害者が多いにもかかわらず、給食施設をもつ学校は極めて僅少である現状にかんがみ、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」による給食設備費の国庫補助を増加するとともに、給食が普及充実するよう特別の措置を講ずること。

3、設置者において、給食の実施に要する経費の一部を負担するよう勧奨する。
4、暖房設備の充実
冬季における暖房設備の充実をはかること。
5、学校の専用の施設、設備の充実
最少限必要な専用の施設、設備を研究検討し、その充実をはかること。

三、保護福祉について
1、適正な労働条件の確保
定時制高等学校に学ぶ青少年は中小企業部門に多いので当該部門における適正な労働条件の確保により、勉学に支障のないよう、労働時間、休日等の厳守及び健康管理につき近代的

な労務管理の指導を行うこと。

2、健康の維持増進
働きながら学ぶ青少年は、一般青少年に比較し、身体の発育度合が劣つてゐる。また結核性疾患罹病率もはるかに高いことが明らかにされておられ、疲労も甚しい現状である。従つて、学校では事業場、保健所と協力し、定期検診、疲労度の測定等により罹病の早期発見に努めるとともに、常時、生徒の保健衛生に万全の考慮を払うこと。なお、この場合定時制高等学校生徒の健康管理、健康指導については特別の基準を設けること。

3、三角定期券実施の促進
生徒の経済的負担の軽減をはかるため、三角定期券の実施の拡充を促進すること。

4、修学奨励
(1)育成資金の貸与 日本育英会法による学資の貸与を受ける者の数を増加すること。
(2)奨学金等の貸与 地方公共団体、法人各種団体及びその他篤志家等の奨学金については、その貸与について協力を求めること

5、経済的援助等の強化
(1)児童福祉司、民生委員（児童委員）、社会福祉主事等の活動を促進し、家庭訪問等により援助指導を行うこと。
(2)生活困窮家庭についても、個々のケースにより相談に応じ、法外援助資金等により適切な措置がとられるよう援助する。
(3)母子福祉資金の貸付等に関する法律による修学資金の貸付、母子相談員の相談指導

により援助指導を行うこと。
6、勤労青少年ホームの設置
働きながら学ぶ青少年（特に中小企業における）の福祉厚生のための総合的施設を設置すること。

により援助指導を行うこと。

四、広報活動について
1、雇用主等の理解（以下内容省略）
2、PTA、経営者協議会、振興会等
3、就職の機会均等 4、一般社会の啓蒙

五、その他
1、財政措置 2、総合計画の樹立
3、運営についての改善
4、他の教育施設、機関との連携。

四
以上は各項目別に所轄省庁において当面実施する目標となるわけであるが、なお、恒久的に根本的な改善を要する重要な問題点が少し残されてゐる。例えば、定時制と技能者養成制度との調整又は事業場附属の教育施設、青年学級、農村青少年クラブ等との総合的検討等、あるいは労働時間と学習時間との調整の可能性の問題等数項目に亘る問題点については更に専門委員会を設置し、継続審議する手筈になつてゐる。従つて、各省庁の今後の努力によつて対策の一つ一つが実現され、始めて、働きながら学ぶ青少年がこのような働学二重の苦しみから解放されることになると思われるが、前述した多くの問題点から派生してくる波紋をできるだけ消しとめてゆくためには一層の協力体制が要請されるのである。

――労働省青少年労働課――

一、職場は定時制の母体である

定時制教育は勤労青少年の教育機関であつて、全国五十七万の定時制生徒中、東京都は四八、七四八名で、昼間高校生の五四％に当つてゐる。そして定時制に学んでいる者の九二・六％（以下数字は都主事会調査による）全都一八校、調査人員三七、八六一名）が勤務に従事してゐる。東京の定時制は大部分が夜間のため、昼間は産業社会の一員として働き、夜間は生徒として学んでいる。だから昼は社会人であり夜は生徒なのである。

定時制生徒の実態と 問題点の解決方策

小杉英司

定時制を学校教育のワタの中で行い、昼間生と同等の学力と卒業資格を認めることは、教育の機会均等の立場から当然のことである。然し夜学生の生活時間の大半は昼間の勤務についやされ、報酬として月収平均四、九四〇円を貰い、一応生活も学費もそこかかぬものと、社会一般からはみられてゐる。

ところが実情は、月給金額を自分で使える者は二四％、金額を家人に渡す者は二七％、一部は家人に、残りの一部は自分で使う者が五六％で、大部分が一家の経済を支えているといふやう。それでなぜ定時制へ入学したのか、その理由をみると、家庭の経済事情による、つまり貧しいからという者が九二・八％で、全日

制へ入れなかつたからという者が四・七％である。

なぜ家が貧しいのだからか、という二面性や片親のないことが、大きく響いてゐるやうである。大阪は東京より少し多く、平均すると三〇％を上回つてゐる。都立高校の如きは全日制では一・四％なのに、定時制では四〇％の高率を示してゐる。

次に都教育委員会の調査によると、本年の一年生入学当初一三、一五四名のうち、入学前に職場を決定した者が八割あつたことなどから、働きつつ学びたいなどという生易しいものでなく、現実には学費のために働かねばならないという厳しさであることが分つた。これをみて働くことが学ぶことに優先し、職場が主体であり本拠なのである。従つて都の夜間定時制が存立するのは、職場があればこそで、職場は定時制の母体であるといふやう。

二、定時制には人道上の問題がある

全国の定時制高校は分校を二校とみると、二、九四六校、内夜間授業が一、三九五校、昼間授業一、一六二校、昼夜間授業四五三校である。夜間に通学する者は所謂夜学生である。この夜学生の生活は、家から職場へ、職場から学校へ、学校から家庭へと毎日三角形型の生活で、余りにめまぐるしく過ぎてゆき時間にも心にもゆとりがない。一日が三十時間であれと言つた生徒もいる位である。

然し彼等は向学の志固くというより、高校卒業の資格を得るために（資格希望者五五・五）終日の勤務による疲労と暑さ寒さを克服して勉強するのである。そしてその大半は五時頃職場をひけて学校へかけつけ、遅刻する者も多い。夕食をとる時間も、金も設備もないので空腹を抱えて四時間の学習をして、夜十時頃迄食事をとることが出来ない。これほどまでして資格が欲しい者約六割、これは何を物語るのか、希望のもと

ない社会への強いレジスタンスなのだろうか。

心身共に発育期にある彼等が、それを四年間どんな障害が起るか。身長、座高、胸囲、体重等だけについて、昼間生に比較して一年乃至二年遅滞してゐる（労働省婦人少年局調査）、入学後胃腸障害を起した者六・九％、視力障害を起した者六・五％の学校もある。照明は夜間の太陽である筈だが、黒板照明用の電燈は今尚僅か一〇％にすぎない。疲労の蓄積から卒業生の三五％が結核にかつた。

定時制実施八年になるのに、給食や照明の如き教育以前の問題が解決せず、特に身体発育障害の如きは人道上の問題である。

夜学生の意気は悲壮であり、その若さと逞しさは洵に頼母しい。然し彼等の二重生活は余りに過重で、その負担に耐えず、憎然と学窓を去る者も多い。二十七年入学者中、本年卒業出来ないうで脱落した者が二〇％（都教委）、都立U8校では五〇％、宮城県某校では八四名入学して八名卒業した例もある。この脱落者の中にこそ問題が残されてゐるのである。

壁雪の功成り卒業した者も、勤学両立ストレスの危険線上にさらされて来たことを思えば多感な彼等には無意識のうちに、あせり、卑屈、暗さも生じ易く、智能と精神の教育に及ぼす影響もあり、ひいては教育の目的である人間形成に大いなる支障を来たすのである。

三、産業と教育を直結したい

夜学生の職場生活はどうであらうか。また彼等は職場をどうみているか。職場が良いと思う者四九％、良くないと思う者、四八・六％で凡そ半々である。職場がよくないという理由は、職場に時間の余裕がなく疲れるからという者四八％、職場の環境雰囲気がよくないが一三・三％、給料が少いが八％、交通不便が四・

七％、その他と無記入が八・五％あつた。

職場に対する見直しについては、出来ればかわりたいう者四九・五％、どうしてもかわりたい者一八％、辛抱しようと思う者二九・四％、無記入三・一％である。涸渾として生命力にあふれ、働くことの喜びを感じずべき青少年が、職場で疲れを訴える者が約半数に達し、職場をかわりたいという不安定な者が六七・五％もあることは問題である。現在のままでは勤学両立は無理だということになるのではなからうか。

これは主として中小企業・零細事業場に働く者の場合であつて、大企業場に於いては比較的恵まれてゐる。だから中小企業・零細企業主に対しては国が考える必要がある。生徒がわがままを云つてゐるとは考えられないが、学校側としては十分吟味して指導することは当然である。

卒業後の就職についても、雇主の理解と愛情によつて高校を卒業出来た者が、職場の発展に寄与するため、感謝の念を以て引き続き精勤することも人の道である。ただ特殊事情にある者が、大企業場等に就職を希望した場合、定時制なるが故に、或るいは親が揃つていないが故を以て、これを枠外におく雇傭慣行には問題があるやう。

思うに勤労青少年の教育は、学校だけの仕事でなく、職場の仕事の重要な一部であらう。仕事をすること、能率あげるのも人だからである。定時制教育は産業と教育を直結したものであつて、今夜の教育が明日の生産を助け、今日の職場経験が、今夜の学習を助けるものでありたい。夜学生に対する雇主の理解ある通学奨励と健康管理とが、企業への投資の一部となり、それが生産にプラスになつてかえつてくるものでありたい。定時制設置のねらいもそこにあり、定時制通信教育振興法を始め、産業教育振興法や理科教育振

興法が公布された理由でもあるやう。

然るに現状は、勤労と勉学、職場と学校が何か別のような印象をうけるし、勉学のために職場を方便視し又、職場のために勉学を拒否する風も絶無とはいへない。又現行の定時制は学校教育の立場からのみ運営されてゐて、職場や産業の要求を軽視してはゐないか。もつと職場や産業界の要求を容れ、近代産業の高度化と分化にともない、学校と職場が提携してより高く、より広い知識技能を身につけた産業人を育成して、定時制が職場からよるこぼれる教育をすべきであらう。

四、青少年の自主運動を守りたい

今日の青年には夢が与えられていないといわれる。新しい理想を持たせずにどうして楽しい自由の日本が出来たか。それでも九年間の義務教育をうけて、話し合つて事を決めてこれを実行することを得得した夜学生達は、切りつめられた時間や休日を利用して、よく会合する。そして彼等は彼等なりの新しい理想を求めて行こうとする。最も身近な問題として勤学両立を解決するためにも、他校生と連絡して活潑に活動する。

こんな時にも清冽で熱烈な指導者が必要である。もしこの話し合いや活動にタッチしない校長や主事や教員があると、生徒達は離れてゆくであらう。監督権があるとか教育権があるなどといつてゐると、生徒達は学校を相手にせず、ドンドン自分達の理想に向つて進んでゆく。

青年が現実と矛盾について真剣に考えず、世の中の矛盾に流されるとしたら、社会が進歩するだろうか。正しいことを行い、正しい立場を守ることは、一生をかけてよい筈である。殊に同じ境遇に悩む者がシッカリ手を結んで更に隣国の青年、世界の青年と親善団結することは頼もしいことではなからうか。

今、全国の夜間高校生が「われらの映画」をわれらの手で作ろうと立上つてゐる。彼等は真摯であり正統であるから、学校側はこれに不当の弾圧を加えることなく、その活動が歪曲されないように見護ることを忘れてはなるまい。さればといつて上下の關係に立つたり、旧い觀念で引張つて行こうとすると彼等は敬遠してついて来ないから、彼等の中に飛び込んで、推されながら同行するのがよいと思ふ。

もし彼等の盛上る力を制えたり、その校外活動を放置すると、思想的にも偏向することがあるやう。これを警戒しつつ伸びる心と自主運動を守つてやりたい。このことは職場に於いても、学校のとる態度と略同様のことがいへよう。

五、現在の勤労青少年教育機関

教育の機会均等の原則によつて充足した定時制教育も壁に突つて来た。そしてつと明るく魅力のあるものに改変すべきだといふ反省もされて来た。都市の生徒は負担の過重に苦しみ、定時制が全日制落伍者の収容所となり、農村では勤労と学習の一致をかき、山間地地の分校は中学の教員で間に合わせ、中小企業・零細企業場からは通学が困難であり、施設設備は学習に不便であり、教育予算に於いても運営方式に於いても、特に教育内容と教育方法に於いて、現行制度をそのままにしておいたのでは、勤労青少年の教育機関としての機能を發揮することが不可能であらう。

現在の定時制教育は、全日制同程度、同一資格の原則を認めたことはプラスであつたが、最大の欠陥は、勤労の本質と勤労に即した教育の体系と方法をとり入れなかつたところにある。だから学校教育法を改正して、高校教育を受けなくても単位の認定又は指定による措置をとつたり、社会各般の施設を使つて単位を認める措置をするのがよい。

例えば生徒が職場で最も進歩した機械器具を駆使して労働しているのに、学校では旧式な前世紀的のものを使っている。高校だけに単位を認めるといふのもおかしい。職場の実習を単位に認めた前例もある。又、東京都で盛上った三部制高校設置の如きも、交代制勤務の青少年には極めて適切な運営方式であるにもかかわらず、それが実現するのを空費しているのも、責任者に勤務の本質に即した教育の観念が乏しいために起る現象である。

定時制専任教員を置くことについても、定時制開設当初は管理運営の便宜上、「校長主義をとったが、八年間の経験で、定時制側から不満の声が起り、二十九年の全国代表生徒大会に於いては、「毎日おあい出来る校長先生がほしい」との声が多く、三十年の大会では「校長は全日制に任じて定時制をまかせてくれなさい」と云っている。熊本県の生徒会長は「主事は校長に連座されてか、余り活動されてないのが淋しい」といつている。だから良心的な校長は、卒業式当日「諸君のために何もしてやれなかつた」と表情を披露している者、「定時制にも専任教員がなければ、生徒が可愛そうだ」と言っている者もある。主事は校務をつかさどるとなっているが、権限のないところに責任はないからここにも問題がある。

定時制の他に、勤労青少年の教育機関として青年学級がある。青年学級は社会教育法と青年学級振興法のわく内で運営され、勤労に従事し、又従事しようとする青少年に対して職業家庭に関する知識技能、一般教養の向上を目的として行われている。しかし青年学級が学校教育のわく外で行われ、しかも勤労青少年の教育機関としての機能を果していかどうか反省されている現状である。青年学級を勤労青少年の教育機関の一環として、定時制と総合的に考察されているの

もその反省から起るように思われる。このことは他の勤労青少年教育として考えられる技能者養成においてもみられる。これは労働省令(技能者養成規程)によつて事業場内の養成所において、実習や学科について教育が行われるようになつてゐるが、高校の卒業資格が得られないために、定時制に通学している者が多いことにも、無駄があるといえる。だが養成所の課程を履修したものに、機械的に高校の卒業資格を与えることにも問題がある。企業負担の下で養成所が運営されているだけに、両者の間にも教育理念の上でシツクリゆかぬ点もある。然し技能者養成の目的と教育方式には、勤労青少年の教育機関として望ましいものをもっている。

六、明日の勤労青少年教育機関
定時制、通信教育、青年学級、技能者養成等にはそれぞれ長所と短所がある。だから根本的な対策として、それら学校教育方式、社会教育方式、事業場方式の長所を統合集大成し、強力でもスツキリしたもののがほしい。そしてそれを教育の場からも、産業の場からも又全国民の納得するような明日の勤労青年教育機関であると信ずるからである。ではその理想像は如何にあるべきか想定してみたい。

明日の勤労青少年教育機関というところ、六三制に部分修正を加え、高校に教養学部を加えて全日制五か年定時制六か年の完成教育にし、大学院を上げて大学四年とする。という意見もあれば、現行の高校を全日制、定時制とも午前始業、午後職場勤務の二部交代制にするなどいろいろ意見もある。が、ここでは、勤労青少年教育の根柢をなすものは何かを考えてみよう。
凡そ勤労と教育を尊重しなければ、健全な民主主義は成り立たない。だから働きつつ学ぶことが、本当の民主主義の教育であつて、これは教育の大道である

う。この立場からすれば勤労は両立するし、むしろ勤労は一体一如であるとの理念も成り立つのである。しかるに現在勤労の両立が至難なのは、教育・産業に対する考え方の相違と、弱小企業体の経営難によることが多いから、今後文教政策の外に労働、財政、産業、中小企業、税法、社会保障等々のおのずから政治に連なるであろう。といつて、社会改造をしてからでなければ実現出来ないような迂遠なものでなく、比較的急速に実施可能なものでなければならぬ。それには、
第一、学校教育法と定時制教育及び通信教育振興法の改正が必要である。
第二、勤労青少年教育審議会を構成すること。構成は産業教育審議会に準ずること。
第三、審議会を構成する前に民間の勤労青少年教育協議会を結成すること。
第四、労働省に於いては、青少年保護に関する総合的単独法案を促進し、特に勤労青少年保護育成のため雇主を啓発すること。
第五、労働行政面から勤労青少年の教育と福祉を促進するため、労働省婦人少年室協働員を教職員中より任命すること。

第六、中央に於いては、勤労青少年教育振興会を結成して、政治、産業、財政、教育関係各方面に与論を喚起し、全国定通教育振興会に協力、且つ労働省の「働く少年の家」建設を助成すること。
第七、地方に於いては、定通教育振興会を勤労青少年教育振興会に改組し、定通教育振興法を勤労青少年教育振興法に拡大強化の促進をなすこと。
第八、教育関係者が広く青少年問題、労働、福祉関係法規並びに実情に通ずること。
第九、都は定通教育総合計画委員会を構成して、勤労青少年教育機関としての定時制高校設置適正規模を

作成し、これに照して定時制を整備し、独立定時制高校を増設して積極的振興案を作成すること。
第十、都は勤労の本質と勤労に即する教育体系と教育方法を確立するため、三部制高校及び職場分校を開設し、多角的運営の実験校を増設、以て現制度下に於ける最高の総合運営を実施すること。
第十一、都は勤労青少年教育振興のため、専掌機関を設け、且つ主事教員の大巾異動を行うこと。
第十二、全国定通校長会定通部と全国主事協会等を統合し、勤労青少年教育協会を組織すること。

七、勤労青少年教育機関の理想像
前述の諸条件が実現すると、これから述べるような勤労に即した教育体系と方法が、容易に具現するであろう。勿論理想像であつて漸進案の断面を示した試案である。

それは現行定時制の、夜間制、昼間制、昼夜間制が、適正規模によつて独立し、短期制、専攻科制、別科制、通信教育、青年学級等を包含融合して地域社会の文化センターとする。大都市に於いては三部制、職場制(技能者養成、職場分校)も実施する。

内容・形式とも本来の意味である、弾力性のある、多角的な運営によつて、知性の高い社会に役立つ実力ある人物を育成出来るであろう。昔の青年学校のよきを残して、これを高校の程度に引上げたものが想像されるであろう。

名称も国民高等学校とか、み力のあるものにして、高等教育部、通信教育部、専門教育部、短期教育部(仮称)等を置き、高等通信両部卒業生には全日制と同一資格を認める。

「無」とされた「原子」の世界が、人間生活に実用化された。人類の英知は教育の力による。その教育の成果は、いづどんな時、どんな形であらわれるかわから

ない。だからこの教育は世界人類が実現したあらゆるよいものを統合し、その教育理念も人類の前進に即応する普遍妥当のものでなければならぬ。そして又この教育は、丁柿、独逸、英、米、共産圏諸国の産業教育、青年教育、補習教育にまさる理想像であらう。

日本の風土と伝統と日本らしさの中に、育くまれてゆく日本の青少年に日本らしい、自然な姿の教育を打立てたい。今の大人は敗戦をさん悔し、悔を痛として遺してやりたい。

この学校は、勤労青少年の大部分を収容し、彼等に希望と勇気を与え、教育の機会均等を保障し、勤労と修学に対する信念と情熱を抱かせ、教育水準の向上と生産性の増強に寄与し、定通教育振興法第一条の目的理想を達成することは勿論である。

青少年は国の宝であり、民族のホープであるといふ。現在産業の一翼を担い、将来産業界の中堅層をなすべき勤労青少年の生活を、前述の如く無理の状態に放置することは、青少年の不平にとどまらず、国と社会の莫大な損失であつて、識者の夙に深慮するところである。

労働省婦人少年問題審議会年少労働部会は特に勤労青少年問題を審議し、青少年保護に関する総合的単独法の制定が必要であるとの結論に達した。が、現制度下に於いて、最少限の実施対策として労働保護、福祉厚生・雇用に関し一般的問題と特殊問題の立場から、縦横に検討し、定時制教育に関連するものでは、健康、管理、給食、三角定期券、就職上の差別待遇排除、中途退学者の帰す、働く青少年の家等々を討議した。

この決議は、中央青少年問題協議会と関係官庁に反映して、行政措置をとり、更に勤労青少年保護育成法の実現することを熱望してやまない。

この文は、中育協の協議の参考資料として、労働省に提出したものである。御指導や御質問等を下さるごとがありましたら、墨田区向島一ノ十八へ願います。
(婦人少年問題協議会委員、全国高校主事協会顧問)

★定時制生徒の二十四時間調査

東京都上野区岡高校では、定時制に学ぶ生徒たちの正しい教育を進めるためには、彼等の生活の実態を把握する必要があることになり、全校職員が二年間努力を重ね、生徒たちも協力して、このほど実態調査をまとめたので一月十八日その研究発表を行った。この研究会には近県からも先生たちが参加し、「今後の学習、生活指導、健康管理等」の問題にしばり熱心な討論が行われた。討議の内容から、二、三を拾つてみよう。

生徒の家庭状況——三割が片親で、家族の平均量数は二畳、彼等の一日の家庭での生活時間は二時間、睡眠時間約七時間、疲労と栄養失調で胸部疾患、腹痛、目を悪くする者が多い。帰宅がおそくなるので、家庭の人にも長時間労働となつてゐる。

職場の実態——寡細企業が多く、従業員五十名以下が七六%、十名以下が四八%で一台のモーターで下請の部品製作、雑貨造花の手伝い仕事をやつてゐるものも多い。男子では住込みの見習工が二〇%で残業も多い。収入は男女大抵五千元、高学年になると七千円以上、まれに一万以上もあるが、小遣は平均二千五百円、P.T.A.の会費も七割が自前となつてゐる。

その他、「学習指導の問題」「保健管理の問題」「職場から見た生徒の勤務状況」等について発表があつたが、指導講師として、文部省教員事務官、東京婦人少年室長、都立大講師矢川徳光氏、公衆衛生行政学部長志賀秀俊氏の諸氏が出席した。(二、四、日本教育新聞)

昨夜給食時に生徒達とうどんを食べた折、四年生A子の云うには十時頃帰宅してまた御飯を三杯食べる。夜は夢ばかりみてよく眠れず、少し食べ過ぎておこると思いが腹腹なのだがまんが出来ない。朝はおなかの気が悪いので朝食をせずに出勤するのだという。定時制の生徒は大方こんな偏則な食の摂り方をしているのである。

昭和二十九年の十月、小使室八坪を改築して食堂を

本校の給食状況



都立向島商業高校主事

新堀源司

開始した。これに先立ち本校の給食状況を視察した結果、定時制の生徒には味もよくなければ永続性がなく利用率も少いと考へたので専門のうどんやを入れて経営を一任することにした。改築費に十三万円、設備及び器具等の補充費に四万円を要したが、その上燃料費等も含めて一切を負担として生徒の費用を軽減することにした。業者はそれまで他店に往送で一萬八千円の手給を受けていたというので、この業者からの学校収

人は全然考慮に入れないことにしたのである。うどんそばは各々二五〇と二三〇とを別に揚げ玉、天ぷら、玉子などを入れる。時々カレーなども作る。これによるカロリー計算はさつねうどん六八、きつねそば六八、たぬきうどん六八、たぬきそば六八、天ぷらうどん八二、卵うどん七四九である。きつね、たぬきは各々二四、天ぷらと卵入りは各々三十四としたが、男子平均二五〇のカロリー、女子平均二三〇のカロリーを要する彼等には、居間弁当持参である故に甚だしく不足しているといわねばならぬ。珍らしかつたせいもあるが当初六百名の生徒に対し約三十%が利用したのであるが、昨年は二十五%に減つてゐる。但しパン四十名、十四牛乳が二十本平均に出ている。この外にライスカレー、玉子丼も出しているが、五十円なので利用者が少い。業者の利潤はうどんそば一杯に対して四円であるが、現在の利用者数ではこの値を割ることの出来ないのは当然である。

- 近頃食堂に対する不満の声も出てゐるので、食堂の利用状況を調査してみた。統計の数字は同時期でないこと、欠席者もあることで一致していない。
- 食堂(うどんや)の利用状況調査
- (数は生徒数) 1. 厚生部三〇、一、九調一
1. 学校食堂を利用しているか
 - (a) いる一四九、(b) いない六九、(c) 時々三三九
 2. 衛生的見地から業者の服装はどうか
 - (a) よい四二、(b) 普通一五七、(c) 不清潔一九九
 3. うどん、そばの質はどうか
 - (a) よい一六、(b) 普通三二一、(c) 悪い一三四
 4. その量についてはどうか
 - (a) 適当五九、(b) 普通二四四、(c) 少い一六八
 5. その味についてはどうか
 - (a) 美味一一、(b) やや美味五七、(c) 普通二三〇、(d) 美味でない一六
 6. 値段についてはどう思うか
 - (a) 安い二三、(b) 適当二二六、(c) 稍高い一一六、(d) 高い八四
 7. その種類についてはどうか
 - (a) 種類をふやす二九九、(b) そのままでよい一八二、(c) やめたがよい一三
 8. ふやすとしたらどんな種類をえらぶか
 - (a) ラーメン、(b) 米食、(c) ワンタン、の順序
 9. 現在のうどん、そばで満足か
 - (a) 満足一八二、(b) 不満足二五二
 10. 不満足と思はれる条件
 - (a) 食堂拡張、(b) テーブルの増加と改善、
 11. 給食時間についてはどうか
 - (a) 時間が多過ぎる二三、(b) やや多い一五、(c) 適当一八九、(d) 少い一五八、(e) 少なすぎる八三

以上のデータで明らかのように、食堂の存在価値は充分に認められる。更に食堂を拡張して量や種類を増し、値段を安くして欲しいという要望である。生徒は量不足のうどんを食べて、帰って更に夕食をとっている。況や食堂を利用しない生徒は、十時過ぎに帰っておなか一杯食べてしまふから、熱睡も出来ず胃腸障害を起し、翌日の能率低下を来す結果となる。食堂開設以来、生徒の体位がどの程度に向上したかという詳しいデータは省略するが要注意者の数の減じたことをみて、充分にその効果が表れたものと思う。即ち食堂開設前、男子七名が一名に、女子十名が七名に減つてゐるのである。

この程度の給食施設でも体位向上に影響をもたらすのであるから、公費によつて完全給食が行われるなら定時制夜間生徒はどんなにか救われるであらう。

夢と希望のゆくえ

「働く十代」に関する世論調査から

内田 鴻

昨年十二月二十二日、いわゆる「働く十代」といわれる男女が、如何なる動機で勤めに出る身となつたか、そして現在どういう心境で働き、かつ将来をどういう眼で見ているかを見よう——との考えから、県下の「働く十代」を対象に世論調査を行つて見た。もともと筆者の所属する課の機関誌の特集の為に計画した調査

を提示して参考に供したいと思う(調査項目は紙数の制約もあるので省略する。なお調査票は県下一〇一組合を任意に選び、一組合十枚を平均に総計一〇三六枚を配布、うち回収し得たのは二二組合、人員にして二八七名である)。

予想はしていたが、「勤めにした理由」では「家計が苦しいから」と回答したものが八六名に上つた。他の項目では回答無しが百名を超えることが多い中で、この項目は回答無しは六四名で第二位であつたことからも、いかに彼らの家庭に生活苦がしみ込んでゐるかがわかる。これに「家計補助」(二五名)、「家庭の事情」(一〇名)という同種類の回答を加へるならば、「家計が苦しいから」という理由で職場に入つた少年・少女は案外に多いことが想像されよう。更に彼らの家庭がいずれも五人から八人の家族を持ち、それらの多くが家業を持たぬサラリーマン家庭であることは注目し値いする。家業を持つていないものは実に二三四名(八一・六%)を数えている。が反面、二八名(九・六%)の家業のあると答へた者の状況を見ても、それはいづれも市井の小商人——八百屋、染色加工、塗料業、大工、雑貨商、菓子屋等であり、又は農業である。そしてこれらの家庭では大抵が、彼ら十代の他に一人から三人の者が働きに出ているのである。それでもなおかつ楽にならぬ生活が、彼らを正

場会社へ追いやつたと見てよいであらう。それでは、こうして勤めに出た会社、工場の仕事は楽しいだろうか、又興味を持てゐるだろうか。いわば半強制的に勤めに出た彼らではあるが、新しい環境とそこ生活は案外新鮮で、そして楽しいものがある。一五六名(五四・三%)のものが仕事に興味を持ち、二九名(四五%)が仕事は楽しいと答へてゐる。健康な十代の好奇心が、そうさせてゐるのであるうか。しかし楽しくないと答へた八二名(二九%)にその理由を問うと、二三名が「低賃金で仕事きたない」からと答へてゐる。その他では「重労働で非常に疲れる」「いつも監視されてゐるようだ」「労働時間が長い」「衛生施設が完全でないから」等が目立つてゐる。計数的には「楽しい」と答へるものが多いが、「低賃金で楽しくない」と答へるものの多い事実は、しかし無視することが出来ない。「家計が苦しいから」会社、工場勤めをする身となつた彼らであつてみれば、低賃金は如何に憂鬱であるか想像に難くない。

こういう彼らであつて見れば組合運動に興味を持つたとしても自然であらう。一二五名(四三・六%)は組合運動に関心を持つてゐる。が、「五七名(五四・七%)のものの所属する組合の活動は普通であり、盛んだといつて切つてゐるものは僅かに七六名(二六・五%)にしか過ぎない。普通であるといつては一体どういふ程度をいうのか判然としないが、この「働く十代」に組合は理解があるか」との質問に、約半数の一四〇名が「特に十代の悩みを取り上げたことは今までない」と答へてゐる所からみて、その活動が大体どんな程度のものかは想像出来よう。こうした組合に対する要望の中に「年少者の賃上げに努力せよ」というのが四一名(一位)に達したとしても偶然ではなく「レクリエーションをやれ」(四名)、「青少年にもつと理解を(十代の意見をとり上げよ)」(十名)というのがあつたとしても不思議ではない。十代は組合の動きに歯がゆさを抱いてゐるのである。

それにしても組合の幹部は十代に対する組合教育を行つてはいないのであらうか。「十代に組合教育を」という声が九名から吐かれてゐる。彼らはいふ「組合の大会等で発言しようと思つても、用語等がわからないので黙つてゐる」と。こういう状態では、組合に対する批判も理解への芽もつまれてしまふ。それを恐れるかのように「組合員が組合に対する理解と批判を有するようにして欲しい」という意見も僅かではあるが(三名)出てゐる。自分の組合の歩いて来た道を知らせて欲しい——という意見も一名あつた。がこの項目(組合への希望)に対する中で第一位を占めたものが無回答(一一四名)であつたことは、一休何を物語るものであるうか。十代に理解と批判を許

さぬ(？)組合幹部の平常の態度が、組合運動に関心をもち興味を抱いている十代に、無回答という態度をとらしたのだといつたらしい過激なものである。か、ともあれ次代を背負う十代への組合教育がおろそかにされているということとがはしなくも露呈されたものとして、興味深い事実である。

政治への関心度はかなり高い。「三三」名(四五・六%)が関心を示している。ないというものの四九名(二七・一%)。わからないと回答するもの六九名(二四・一%)。普通四四(一・四%)、無回答三四名(一一・八%)である。そして彼らの苦しい家計を反映するかのようによ、「一〇」名(三八・三%)が社会党を支持している。民自党を支持するもの五名(一・五%)。組合員中に多いことは面白い現象である。が支持政党なし「一〇」名(三四・九%)。現在の政党内閣に不満「二五」名(五・三%)。があるというものは、後で述べるこの世で一番いやな事は何か——という質問に、大人への不信や政党内閣の腐敗だという回答が見られたことと関連づけて眺めるならば、一層興味がある。試みに十代の選んだ昭和二年度の政治、社会問題五つを掲げれば次のとおりである。

①民自党成立(保守合同)、②社会党統一、③国連加盟問題、④日ソ交渉、⑤鳩山内閣成立

この外、二大政敵確立、砂川問題、ライオン問題、オネスト・ジョン持込、特許を研究したい(現在盛岡工の男女)。(五名)、「会社勤めを続ける」(五名)、「事務員」(四名)、「教師」(四名)、「タレント」(四名)等であり、中には「余裕のあるサラリーマン」。「現在の仕事を続け上司になりたい」というものから、少し昇進のよいものを見つけても百万円位動かせるといふのが「一人あるきり」で、ひとりのものになると「何という希望もない」という投げやりな言葉を洩らすものを出している。

このように確固とした希望を持つていない彼らであつてみれば、将来の希望の勉強をなし得ないのが当然だ。それを裏書きするように何かが将来の希望の勉強をしますか、と問うるとすれば何か」といふ質問に、過半数(一五五名)が「はい」と答へ、してゐるものも二割(五八名)にすぎない。それも高校に入つてからの希望や、洋教、利権をやつてゐる、編物、通信教育、現在やつてゐる仕事の勉強(例「看護婦が医書を見てゐる等」といふのが多く、中には「いろいなる本を讀んでゐる」といふ曖昧な回答しか寄せてくれぬものも現われてゐる。

こゝろ中でも彼らは自分達の夢と希望を阻むものが何であるかを探り出してゐる。それは「この世の中で一番嫌なことは何ですか」といふ質問の回答の中に端的に現われている。数的には無回答が「



長欠児調査点描

東京婦人少年室

不当雇用慣行調査について

本省は今回の調査を各関係福祉事務所の児童委員に依頼して調査するよう指示したが、福祉事務所の協力が容易なことでは得られなかつた。又、福祉事務所の協力了解を得て、児童委員に集つていただき説明会を催しても、種々雑多な児童委員の性格で、なかなか要領を得ず、調査を依頼するまでに相当の手数と努力と時間がかつた。実際、最後には依頼するものが面倒くさくまでなつたりした。

次に、学校調査報告書が正しく報告されていなかつたため、不当雇用の疑いなど少しもない病人、及び、転出者まで調査対象となり、調査したため、非常に無駄な努力と時間をつかつた。また、学校から報告された住所氏名に多くの間違いがあつたため、これまた調査に多くの時間と努力を費した。

(高崎節子記)

第一班

私の担当した調査では、家族構成人員が多く、最高十一人、最低四名で平均七名位になつてゐる。子供の長期欠席は親に働きがなく、家庭が貧困のため、全部、任の先生が児童に対し、今少し深い関心と愛情と注意を払つて下さつてゐたなら、長福祉事務所、児童委員の協力を得て、と上には日雇夫人の、あつた人たちが、どうにもならない。多子家族のため、父

親があらわれると、明日の食糧にもとがくことも度々なので、五子本人の希望で白河町の菓子やに手伝い奉公に出したというのである。前借、契約期間というものもなく、生活に困るので、金くろの口へ、時間をの汽車を待つ間、おなかをすいて困ったが、駅の近くには駄菓子屋一つない。駅員に聞いてコッペパンを買いに十分歩いて、部落のたつた一軒の雑貨屋に行つた。さて草むらに腰をおろして食をみあわせて、不思議な目つきで見ていた。さすがに心ざうの私もあかくなつた。このような苦勞話は調査にあたつてつきない。

冬枯の武蔵野を走りぬけて、高尾山が黒々と真向にみえる浅川駅におりた。交番をたずねるのはいつもの事である。昨日のようにとんでもない方面についてしまふと大変なので今日は詳しくメモ帳に記しておく。あせ道を相当歩いてようやく、かやぶき屋根のかたむきかかつた目指す年少者の家をつけた。せまい入口をはいると、戸障子がなく、すすけたたみが四、五枚敷かれた一部屋が見渡せつた。ろばたで、きたない身なりの老婆が、ろにまきをいれながら、目をしばたいてゐる。小さい部屋には煙がたちこめてよくみえない。部屋のみだれが寝てゐるらしい。老婆は、けむい涙の目を異様に輝かせて、じつと私をみた。

この家庭は父親が死亡し、一家の支柱を失つてからは、母親がそば屋に働き、

第二班

村のあせ道をたどつて、該当年少者の親元をさがしとめて、今日の予定の南多摩郡の山村僻地をたずねた。

今度の調査対象が、電話をきかえつた大きな事業場と違つて都内に点々と散在する貧しい家庭であるだけに、さがしだすのにひと苦労する。まず、その番地をさがしあてるのに、メモ用紙をポケットから出したり、ひつこめたりして、交番をたずね、親切そうな道ゆく人をつかまえ、お米の配給所をさがしまわる等、さがしてあてやれやれと思うと、この夏移転してしまつて、所在不明、がっかりし、次の調査目的地の山間部落の親元をたずねる。〇〇〇〇の家や、あそここの山のある所だよう」と、おしえてくれた部落は、小高い山を一つ越えた隣り部落であることも、たびたびであつた。

また山間僻地をたずねた時は、一時間も待たないと汽車がない。村のたつた一本の国道は、一日に三往復するバスが、村人の町へゆきするたつた一つの足で、

あとは自転車と牛車を通るだけである。出で、三人の子供と病身の祖父・祖母をかかえて、ほそぼそとくらししてゐる。長女にあたる該当年少者は家事の手伝いや、教育費の払えないため等から、学校もし、多摩御陵の近くにある織物工場に勤務して、母親のわずかな収入に自分の十二才位の男の子供が、のそつと戸口にたつた。「お宅の坊やですか」とたずねると、老婆は「〇〇〇の子の子です。」はちがひない。たたみはささくれ、壁はおちるにまかせてゐる。何もない、ただ壁とたたみだけである。

トラホームらしい赤いだれ眼の七つ八つの女の子に來意を告げると、バタバタと駆けだして裏目で大きな声で母親を呼んでゐる。夫婦と子供五人の七人家族だそうである。該当の少女は生活貧困のため、今春中学を卒業するとすぐ附近の町の飲食店にお勝手女中として住込み、二千元の給料をもらつてゐる。月一回の公休日には、かならずいそいそと帰宅し、二千元を生活の補助として持参するとのこと。父親は生活窮乏のため職を變え、工員として勤務してゐるが、低賃金で家族を扶養できないので、母親も知人をたよつて他家の手伝いをするなど、収入の途をこうじてゐる。

母親をはじめ、子供達の顔色は栄養失

第三班

十二月八日 今日の調査予定は北多摩郡三件、南多摩郡二件、計五件である。

調のためか、あせて青白い。生活をもりの上までしかないスカートを付けて、素足で出て来る。兄二人は指物大工で、家は七時近くになるという。私が調査しようとする少女の動向についてこの妹にたずねてみるが、全く要領を得ない。何でも病院に入つてゐるらしいが病名もはつきりしない。家の中は荒れるにまかせ、古新聞と衣類らしきものが一ぱい投げだされたままになつてゐる。はだか電燈が視力の鈍つた老人の眼のように黄色いまばたきをみせてゐる。土間には石油罐で作つた速成のかまどがボツネン

十二月八日 基地で有名な市市、そのはずれに立ち並ぶ松林、その一劃が今日最後に残されてゐる調査対象の場所である。住居とは名ばかりで五坪程の全くのあばら家である。中から小学六年生だという女の子がよもぎ色の薄い上衣に、腰

この年少者の雇用については不当雇用のうたがいは認められず、勤務先もいかにわしいものではなかつたので、調査を中止して次のケースに向ふ。

十二月八日 基地で有名な市市、そのはずれに立ち並ぶ松林、その一劃が今日最後に残されてゐる調査対象の場所である。住居とは名ばかりで五坪程の全くのあばら家である。中から小学六年生だという女の子がよもぎ色の薄い上衣に、腰



冷たい書庫の中で

働く年少者のための図書寄贈運動その後

大寒にあつた一日という日、淡い陽ざしが、うすければなお寒々と、国会図書館をかこむ雑木林には風も出ている。広い敷地の奥の書庫。オーバーの布目を通して冷気が肌に吸いついてくる。埃りをうすくかぶつて、本もつめたい。しかし私達が一冊一冊抜き出しては腕に抱えてゐるこの本は、働く年少者の心に燃す薪木の一本一本となつてゐた。遠い山国のどこかで寒さ、暑さの中で炭を焼く人々のように、良い炭であれかしと思ひながら、どこかの年少者の心が温められ勇気づけられる薪木、書庫の冷たさにこたへながら、こうして一日かゝつて千冊の本をえらび出した。この本によつて新しく働く年少者のための図書室が民間に出

な反対を受けたある大きい果もある。経済力があるから助力は不要だというこの意見は、生活扶助を受けてゐる家が庭先に葉つ葉をまいだら、その分だけ扶助料をへらした係員の考えに通じるものであつた。こつそりめくるといふ環境に、よい本を、よむ時間を、よむ環境を、と

働く年少者の六六六は中小企業におり賃金も低く労働時間も長い、したがつて本も買えず、読む時間も場所もない。定時制高校では給料日からいく日かパンがじで考えられ、望まれるのである。

(年少労働者 賀万亀)

四 年少労働者の扱い方

1 職場にはどんな問題がある

職場は単なる個人の集りではなく、みんなが一体となつて仕事に當るのでなくては能率が上がるものではありません。年少者には、特に、職場のすべての者とは合つたように指導する必要がある。年少労働者はその職場で安定した地位を見出し、その職場の共同の仕事を達成するために、自分も無くてはならない存在であると感ずることができるよう環境を求めているものです。

年少労働者の扱い方と指導の仕方

— 中小企業経営者のために —

2

労働省婦人少年局

位を見出し、その職場の共同の仕事を達成するために、自分も無くてはならない存在であると感ずることができるよう環境を求めているものです。

○欠勤が多い。

○仕事に対する熱意をかく。
○無責任な、やりつぱなしの態度がみられる。

○規則、命令、方針が守られない。
○不平不満をよくこぼす。

○反抗的態度がみられる。

○仲間間の間に立会いがみ合ひがある。

○劣等感をもち、意気消沈している。

○他の者を恨んだり、ねたんだりする。

○事故や問題が起る原因になる。

○このような問題が起る原因にもいろいろあります。まず、職場側の原因として

は、

○差別待遇をする。

○年少者に対して愛情もなく、誠意もない。

○年少者の個人的事情に無関心である。

○年少者の意見や提案をとりあげない。

○監督者がお天気屋で気分がむらがるが多い。

○監督者の見解がせまく、自分の経験以外のものを受けつけない。

○職場の仕事に計画性がなく、ちよいちよい変更される。

○仕事上の指導をよくしてくれない。

○約束したことを行わない。

○監督者が自分の想像やうわさで事柄を決定する。

○監督者が専断にかまえる。

○年少者をほめて気分を引きださせることをしない。

年少労働者の個人的な原因としては、

○家庭内の不和
○生計上の困難

○住居や通勤上の困難

○当人の気質、性格がらくるもの

○将来に対する不安

○精神的な悩み

○一身上の人事関係

○気質の合わない同僚

このような問題がある場合には、年少者はその不平不満で、監督者や同僚、家族などを悩ますのである。あるいは口に出さずにはあきらめてしまうものもある。が、いずれにしても、自ら進んで働くという気持をなくし、能率を低下させる原因となります。

2 このような問題を防ぐには

このような問題が起るのを防ぐにはどうしたらよいか。問題が起つてから騒ぐのは下の下の策であることはいうまでもありません。

そのためには監督者は次のようなことに留意することが必要です。

(1) 仕事の重要さを自覚させること。

社会或いは会社の中でもその仕事の重要性を知つた場合、年少者は、たとえ仕事そのものが相当に心身を勞するものでも、その仕事に責任とやりがいを感じて働くものです。

(2) 仕事の目標を示し、仕事ぶりがよいか悪いかを知らせる。

年少者は、自分の仕事ぶりがよいのか悪いのかを知らせてやる。

か悪いのかを知りたがつていて、監督者は、この点についての批判をしてやり、その仕事ぶりがあまりよくない場合は、親切に助言してやることに大切だ。

(3) よい時にはほめること。

よい行いやすぐれたことをした場合は、見逃さずすばいほめてやる。これが大切で、また、目立たないがコツコツやつていける者をほめることも忘れてはなりません。

(4) 叱り方のコツ。

叱り方がまずいと、いたずらに相手を失望させたり、反感を買う原因となります。上手な叱り方は、

○冷静な立場で叱る。

○相手のほこりを傷つけないように、なるべく目立たぬようにして叱る。

○叱責する価値のある時だけ叱る。

やたらに叱責することは効果がありません。

○理由を示して率直に叱る。

○激励をこめて叱る。

○改心の意欲をもたせさせるように叱る。

(5) 積極性と創意を伸ばすこと。

そのためには、年少者のよい発言や意見を取りあげることです。

(6) 能力を最高度に發揮させること。

年少者には、仕事をやりだすと感じさせないためには、仕事の質や量を検討する必要があります。

(ト) 公正であること。

特に、年少者は、つねに自分を認めてもらいたがつていから、監督者は、常に公平であることに注意しなくてはなりません。

(チ) 変更は前もつて知らせること。

今まで支障なくやつてきたことを急に要する場合には、前もつて納得を得ることが必要です。

(リ) 信頼を得ること。

そのためには、(1)いつも彼等に対して、心からの期待と関心をもつて、(2)個人的問題の相談に乗つてやる(3)彼等との約束は必ず果すようにする、ことなどが大切です。

(ヌ) 年少者を個人として取扱ふこと。

彼等を十把一からげにしてみたり、先入観や色眼鏡でみないで、個性ある一人一人として取扱ふことは非常に大切な事柄です。

3 問題が起つたときの処置の仕方

しかし、以上のようないろいろの措置を講じて、監督者が何等かの処置をとらなければならぬような問題が起ることがあります。

もし、問題が起きたら、できるだけ小さいうちに処置することが大切です。処置の方法はできるだけ具体的に明確なものでなければなりません。

問題を効果的に処置するには次のことを心得ておく必要があります。

第一に、問題がなぜ起つたかを知ること。

○本人の今までの行状や記録をしらべる。

○その問題についてよく知つてい友人や近親者などの関係者と話す。

○言い分と気持をつかむ。このためには、本人と話し合つたり早合点をせず、よい聞き手となる必要が要する。

第二には、よく考えて、処置の方法をきめる。

○問題の原因となつてい事柄の全部をみわたして、相互の関係をしらべる。

○事実全部をみわたしてとり得る処置をいくつか考える。

○その問題についての職場のしきたりや方針をたしかめる。

○その処置が他の従業員にどうひびくかを考えてみる。

第三には、自分の責任の範囲で、適切な時期に処置すること。

○問題によつては、同僚の援助を求める。

○問題が自分の権限を越えるときは、紛糾しないうちに、上役のところへ持ち込む。

○問題の原因が自分にもある場合には、責任を転嫁してはならない。

第四には、あとをたしかめると。

○結果が現われる時だと思つたら、

直ちにしらべる。

○一つの処置が他の問題を発生しなかつたかをしらべる。

○その処置が生産に役立っているかどうかを確かめる。

○その処置によつて最初にきめた目的を達したかどうかをたしかめる。

事例四 K機械工業会社 兵庫県 従業員二七七名 (年少者三三名)

K社の従業員には青森県出身者が多数を占めているが、僻遠の寒村から都市にきて、生活環境が激変すると、それに加えて東北人の通弊ともいわれる「とつつき」が悪く、順応性・積極性に乏しい性格から職場になじまず、従つて、作業指導、訓練も行いにくく、定着性も芳しくなかつたので、特に、新規卒卒者には青森県出身の監督者を配置し、まず職場に親しみを持たせるようにした。

事例六 Dセメント会社 鹿児島県 従業員三四名(年少者二名)

監督者、指導者は、常々従業員各人の最も気がかりなこと、例えば家庭の事、身体の調子、仕事の慣れ具合、通学生には学校のこと、試験のこと等簡単に話しかけ元気づけてやつていける。ただ単に名前を呼びかけ、励ましてやるだけでは、年少者は仕事に張り合いを感じ、楽しく働いている。

事例七 O電器会社 東京都 従業員三七七名 (年少者一六名)

五 労働時間や賃金はどうか

1 労働時間と疲労

中小企業では、仕事の性質から残業や居残りが多いようだが、労働時間が不安定であつたり、しよつちゆう居残りをしているような状態では、だんだんと能率が下つてきます。労働科学研究所の調査によりますと、労働時間と労働能率の関係について、「作業開始後一時間頃に最高の能率を示し、正午に向つて、少しずつ低下し、午後は、二時乃至三時頃に再び上昇して、後は急激に低下するものが普通であり、労働時間が十二時間にも及ぶときには、エネルギーを使い果してしまい、仕事の間違いや災害が急増加する」といわれています。

年少労働者の疲労は恢復し易いものですが、それだけにまた、作業に不馴れで感受性の強い年少者にとっては疲労も早く、従つて、労働時間が長いと、災害や

仕事の間違いも多くなります。また疲労が重なる。年少者は持後になるというように健康を害する結果にもなります。疲労を少なくし生産を高めるためには、設備や環境をよとのえることも必要ですが、規則正しい、合理的な労働時間によることが大切なことです。

労働時間について、労働基準法が、一日八時間、週一回の休日を含めて、科学的に検討された結果定められたものであり、労働時間の延長が、作業能率を低下させるものであるということを考えなくてはなりません。

2 賃金と能率との関係

賃金を無視した能率は考えられません。しかし、賃金の多いことのみが高い労働能率をもたらすものとはいえません。能率的に仕事を進めるには、いままですべたようないろいろな条件が必要で、しかしなんといつても、賃金によつて生活をしている従業員にとつて、賃金の多い少いは能率に大きな影響があります。

賃金は高い方がよいが、しかしここで問題にしたいのは支給の方法です。年少労働者について、就職の動機を調べた結果によれば、「賃金が高かったから」と答えたものは極く少数でした。賃金支給のポイントとは、自分の労働に対する報償は確実に支払われているのだ、

という保障を従業員に与えることです。そのためにはまず第一に、賃金の計算が誰にでも解り易いものであることが必要です。自分の労働に対する報酬がどのようになっているのか解らないのでは、労働者の間に疑いを起させる原因となります。

第二には、支払期日が一一定していることです。賃金は私生活を支えるものですから、毎月の支払日がきまつていないのでは、安心して労働に従事することが出来ません。昇給についても、一定の基準が定められていることが必要です。年少者が経験をつんで、より能率的に困難な仕事をできるようにもなつても、昇給もないというのは、不平不満を起し、能率を妨げる原因となります。

このように、賃金の支給条件が確立されているためには、会社の賃金規則がきつりしていることが必要です。賃金規則が明確に定められ、これに基づいて、確実に支払われることが、従業員を安心して働かせるに必要な条件です。

賃金の計算方法には能率給と固定給があり、一般に労働の量によつて賃金額が決定される能率給が作業能率をよくするものといわれています。しかし、能率給一本やりの場合は、労働者の生活安定や作業内容の性質によつては難点があり、過度の競争意識からする労働者間の融和を欠くということも考えられ、固定給と

の併用が望ましいわけです。

事例八 A県服店 長野県

従業員二名(年少者三名) 商店における基準法の遵守は大変面倒で困難なことと思われたが、やってみると運賃がかさつて円滑に行われ、労使共に喜んでいる。

即ち、勤務は三交代制とし、労働時間は次のようにした。

一 番勤務 午前八時～午後五時

二 番勤務 午前九時～午後三時

三 番勤務 午後五時～午後九時三十分

休憩は、食事の時間と、三時に十分。休日は週一回交替に与えている。

労働条件が改善されたので、店員の不平不満がなくなり、客に対するサービスもよくなったので、店の信用が高まつた。

【事例九】菓子製造小売商 福島県

従業員九名(年少者七名) 老舗のため、因習的徒弟制度の色が濃かつたが、これを改め、朝は六時起床、菓子の製造を午後二時頃までに完了する。

その間の店番は女子労働者一名及び家族が当り、注文配達製造部門の手すきの者が行い、作業完了後、午後四時三十分までに作業場の仕末及び明日の準備をする。午後四時三十分より販売部門の女子は自由時間となり、製造部門の者が三人一組となり四〇分交替で販売に当る。閉店は九時とする。

午前十時、正午、午後三時には休憩を

とり、拍子木を鳴らして時間を周知させるようにした。

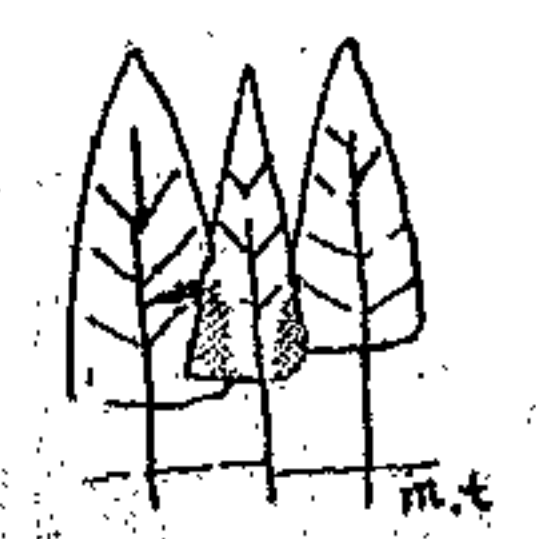
【二】(二) 労働時間

治の運営方法」に述べ、狐だど血眼になり、「暗黒」のつき合の社会だとしたら、潔白な彼らが一番嫌なのは「日本の暴風」だと断定したところ、それを小賢しい小便臭い十代の批評家として一笑に付すことは、大人には出来ない。何故ならそれらはすべて真実だからである。

それでも彼らは絶望はしていない。何か解決を与えてくれるものはないかと、その糸口を武者小路の小説「友情」や人生論に見つけようとし、人生雑誌を見て、そこに同じような悩みを持つ仲間のあることを知って、安らぎを見出すのだ。彼らの読書傾向から、それらがうかがわれる。そしてこれら疲れた魂たちは時に「平凡」「明星」等の娯楽雑誌に、「野菊の如き君なりき」「二十四の瞳」との広い空のどこかに「次郎物語」「警察日記」「遠い雲」「あすなる物語」「夫婦善哉」「しるのみ学園」等の映画に、みたされぬ彼らの夢を託しているようだ。

以上は機械油にまみれ、たどたどしく鉛筆で書かれた調査票を通読集計しながら得た感想の一端である。(埼玉県労働課「労働埼玉」編集部)

資料室



年少労働者の保護福祉に関する婦人少年問題審議会の建議

婦人少年問題審議会の年少労働部会は昨年四月二十七日に第一回の部会を開催しました。部会は別に労働大臣から諮問があつたわけではありませんが、第一回の部会において、事務局(年少労働課)から年少労働者のおかれていた現状やいろいろな問題点などが説明され、その結果、年少労働者とりわけ中小企業に働く年少者の保護福祉を早急に図ることが、極めて重要であるという結論に達し、それ以来数回にわたつて熱心な研究審議がなされました。

最後の部会は十二月二十二日に開催され、部会としての最終案を決定したのち、同日引続いて行われた総会に付議され、桐原部会長から部会の審議の経過や議案の内容の説明が行われ、総会の審議を経て建議案は最終的に決定しました。

建議書の前文にもあるとおり、この建議の内容は、あくまで現行制度のもとで、最小限しかも早急に実施されなければならない対策としてとりあげられたものでして、年少労働者の保護福祉を解決

する根本的な対策としては、将来、総合的な単独立法の制定が必要であるとされています。

建議書は十二月二十六日、審議会長平林たい子氏、年少労働部会長桐原徳見氏他部会委員が労働大臣に面会して手交され、同時に関係各大臣に送付されました。

年少労働者の保護福祉に関する建議書

今日、年少者はあらゆる産業の分野に亘つて働いており、その就業率は約五百万人に及ぶ。これら年少労働者はいずれも心身の発達の中途にあるものであり、且つその現在及び将来の日本経済の上において果す役割は極めて大であるといわねばならない。ここに年少労働者の保護育成が図られなければならない理由がある。国においてはこのために、更に積極的な保護施策を講ずる必要があると考えられる。

年少労働者の保護福祉については制度的に現在諸般の措置が講じられているが、実質的にはお幾多の問題がある。特に年少労働者を最も多く包容している中小企業における労働条件、労働環境等は必ずしも良好な状態にあるとは思われず、年少労働者の健全な育成を阻んでいる要因が少なくないので、このまま放置するに於いては、将来由々しき事態が招来されることを憂慮される。

欧米諸国においては、年少労働者の育成について極めて積極的な施策が行われている点にも鑑み、わが国における現状とを比較検討しつつ、当審議会は数次にわたりこの問題の所在と対策について審議を重ねた結果、その根本的対策として、青少年保護に関する総合的単独立法の制定が望ましいと考えるのであるが、当面現制度下において最少限実施されるべき対策として別記の結論を得た。

年少労働保護の重要性に鑑み、関係行政機関におかれては、それぞれ所要の措置を講ぜられるように切に要望し、建議する。*

最低年令 一七三
未成年者の労働契約等 一四
年少者の労働時間及び休日 一、四三五
深夜業 五九
危険有害業務の就業制限 一〇九

昭和三十年十二月二十六日 婦人少年問題審議会長

平林たい子

労働大臣 倉石忠雄
厚生大臣 小林英三
文部大臣 清瀬一郎
大蔵大臣 一万田尚登
内閣官房長官 根本竜太郎
中小企業庁長官 佐久 洋殿

第一 労働保護に関する問題

(一) 一般の問題

労働基準法の適用事業場における年少労働者数は、昭和二十九年十二月末現在、七四五、九三三名(男三六五、五九三名、女三八〇、三四〇名)であり、このうち従業員一〇〇人未満の事業場に働く年少者は四九〇、七六三名で総数の六六パーセントに当つてゐる。

昭和二十九年第四・四半期における年少労働関係の労働基準法違反数を、従業員一〇〇人未満の中小企業について内容別に総件数に對比してみると、

(中小企業における違反件数)	(パーセント)
違反総件数	九八・三
一七〇	一七
一四	一・四
一、三〇八	一・三
五九	五・九
一〇九	一・一

例をまき見るか、これはその地方において常識化されているようである。年少者の福祉をはかるうえにおいては、まずもつてかかる慣習を打

均長において男子一・五櫃、女子一・六櫃、平均坐高において男子三・一櫃、女子二・一櫃、平均胸囲において男子二・五櫃、女子〇・四櫃、平均体重において

感することが肝要であるから、関係男子一・九班、女子一・七班それぞれ前行政機関はこれらの地域における患者が後者より低下している状況にある。次に、定時制高校生徒の結核性疾患罹患に努め、不当雇用慣行の排除を強

力に進めるところ。
最低年令未満児童の労働保護
昭和二十九年十二月末現在における十
患率は一・四八パーセントで、全日制高
校生徒のそのの〇・七一パーセントをば
るかに上廻つており、学びながら働く年

以上の一般的状況に鑑み、その保護及び福祉のために次の点に配慮が必要である。

(イ) 定時制高校等においては働きつづつ学ぶ生徒の保健衛生に万全の考慮

五才未満の年少者も、許可を受けることによって合法的に労働に従事できる

(三) 主計司局文等においては、社会施設を招き、また事業場においてはその健康管理について協力するよう、関係行政機関は指導すること。

で、従つて労働基準法上の保護をうけられるのである。特に児童は心身未達の状態にあるので、その労働に際しては、減額の措置について考慮すること、設置に努めること、なお給食費の軽減等の措置について考慮すること。

(ハ) 通勤、通学の乗車船に関するいはゆる三角定期券の発行は一部都市においてはその実施を見ているが、

行われない。
 学びながら働く年少者の保護
 びながら働く年少者は一般年少者に
 と。
 まだ全般に及んでいない。関係機関
 はこの制度の実現方促進をはかると
 と。

第二 福祉厚生に関する問題

身体（十七才）の發育度合が、おくられている。い
 時制（十七才）を全日制高
 徒（十七才）に比較してみると、平
 1 一般教養の向上
 年少労働者の一般教養の向上は、その

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

1. *Pharmaceuticals* (1998) 10, 11. *Pharmaceuticals* (1999) 11, 12. *Pharmaceuticals* (2000) 12, 13. *Pharmaceuticals* (2001) 13, 14. *Pharmaceuticals* (2002) 14, 15. *Pharmaceuticals* (2003) 15, 16. *Pharmaceuticals* (2004) 16, 17. *Pharmaceuticals* (2005) 17, 18. *Pharmaceuticals* (2006) 18, 19. *Pharmaceuticals* (2007) 19, 20. *Pharmaceuticals* (2008) 20, 21. *Pharmaceuticals* (2009) 21, 22. *Pharmaceuticals* (2010) 22, 23. *Pharmaceuticals* (2011) 23, 24. *Pharmaceuticals* (2012) 24, 25. *Pharmaceuticals* (2013) 25, 26. *Pharmaceuticals* (2014) 26, 27. *Pharmaceuticals* (2015) 27, 28. *Pharmaceuticals* (2016) 28, 29. *Pharmaceuticals* (2017) 29, 30. *Pharmaceuticals* (2018) 30, 31. *Pharmaceuticals* (2019) 31, 32. *Pharmaceuticals* (2020) 32, 33. *Pharmaceuticals* (2021) 33, 34. *Pharmaceuticals* (2022) 34, 35. *Pharmaceuticals* (2023) 35, 36. *Pharmaceuticals* (2024) 36, 37. *Pharmaceuticals* (2025) 37, 38. *Pharmaceuticals* (2026) 38, 39. *Pharmaceuticals* (2027) 39, 40. *Pharmaceuticals* (2028) 40, 41. *Pharmaceuticals* (2029) 41, 42. *Pharmaceuticals* (2030) 42, 43. *Pharmaceuticals* (2031) 43, 44. *Pharmaceuticals* (2032) 44, 45. *Pharmaceuticals* (2033) 45, 46. *Pharmaceuticals* (2034) 46, 47. *Pharmaceuticals* (2035) 47, 48. *Pharmaceuticals* (2036) 48, 49. *Pharmaceuticals* (2037) 49, 50. *Pharmaceuticals* (2038) 50, 51. *Pharmaceuticals* (2039) 51, 52. *Pharmaceuticals* (2040) 52, 53. *Pharmaceuticals* (2041) 53, 54. *Pharmaceuticals* (2042) 54, 55. *Pharmaceuticals* (2043) 55, 56. *Pharmaceuticals* (2044) 56, 57. *Pharmaceuticals* (2045) 57, 58. *Pharmaceuticals* (2046) 58, 59. *Pharmaceuticals* (2047) 59, 60. *Pharmaceuticals* (2048) 60, 61. *Pharmaceuticals* (2049) 61, 62. *Pharmaceuticals* (2050) 62, 63. *Pharmaceuticals* (2051) 63, 64. *Pharmaceuticals* (2052) 64, 65. *Pharmaceuticals* (2053) 65, 66. *Pharmaceuticals* (2054) 66, 67. *Pharmaceuticals* (2055) 67, 68. *Pharmaceuticals* (2056) 68, 69. *Pharmaceuticals* (2057) 69, 70. *Pharmaceuticals* (2058) 70, 71. *Pharmaceuticals* (2059) 71, 72. *Pharmaceuticals* (2060) 72, 73. *Pharmaceuticals* (2061) 73, 74. *Pharmaceuticals* (2062) 74, 75. *Pharmaceuticals* (2063) 75, 76. *Pharmaceuticals* (2064) 76, 77. *Pharmaceuticals* (2065) 77, 78. *Pharmaceuticals* (2066) 78, 79. *Pharmaceuticals* (2067) 79, 80. *Pharmaceuticals* (2068) 80, 81. *Pharmaceuticals* (2069) 81, 82. *Pharmaceuticals* (2070) 82, 83. *Pharmaceuticals* (2071) 83, 84. *Pharmaceuticals* (2072) 84, 85. *Pharmaceuticals* (2073) 85, 86. *Pharmaceuticals* (2074) 86, 87. *Pharmaceuticals* (2075) 87, 88. *Pharmaceuticals* (2076) 88, 89. *Pharmaceuticals* (2077) 89, 90. *Pharmaceuticals* (2078) 90, 91. *Pharmaceuticals* (2079) 91, 92. *Pharmaceuticals* (2080) 92, 93. *Pharmaceuticals* (2081) 93, 94. *Pharmaceuticals* (2082) 94, 95. *Pharmaceuticals* (2083) 95, 96. *Pharmaceuticals* (2084) 96, 97. *Pharmaceuticals* (2085) 97, 98. *Pharmaceuticals* (2086) 98, 99. *Pharmaceuticals* (2087) 99, 100. *Pharmaceuticals* (2088) 100, 101. *Pharmaceuticals* (2089) 101, 102. *Pharmaceuticals* (2090) 102, 103. *Pharmaceuticals* (2091) 103, 104. *Pharmaceuticals* (2092) 104, 105. *Pharmaceuticals* (2093) 105, 106. *Pharmaceuticals* (2094) 106, 107. *Pharmaceuticals* (2095) 107, 108. *Pharmaceuticals* (2096) 108, 109. *Pharmaceuticals* (2097) 109, 110. *Pharmaceuticals* (2098) 110, 111. *Pharmaceuticals* (2099) 111, 112. *Pharmaceuticals* (2100) 112, 113. *Pharmaceuticals* (2101) 113, 114. *Pharmaceuticals* (2102) 114, 115. *Pharmaceuticals* (2103) 115, 116. *Pharmaceuticals* (2104) 116, 117. *Pharmaceuticals* (2105) 117, 118. *Pharmaceuticals* (2106) 118, 119. *Pharmaceuticals* (2107) 119, 120. *Pharmaceuticals* (2108) 120, 121. *Pharmaceuticals* (2109) 121, 122. *Pharmaceuticals* (2110) 122, 123. *Pharmaceuticals* (2111) 123, 124. *Pharmaceuticals* (2112) 124, 125. *Pharmaceuticals* (2113) 125, 126. *Pharmaceuticals* (2114) 126, 127. *Pharmaceuticals* (2115) 127, 128. *Pharmaceuticals* (2116) 128, 129. *Pharmaceuticals* (2117) 129, 130. *Pharmaceuticals* (2118) 130, 131. *Pharmaceuticals* (2119) 131, 132. *Pharmaceuticals* (2120) 132, 133. *Pharmaceuticals* (2121) 133, 134. *Pharmaceuticals* (2122) 134, 135. *Pharmaceuticals* (2123) 135, 136. *Pharmaceuticals* (2124) 136, 137. *Pharmaceuticals* (2125) 137, 138. *Pharmaceuticals* (2126) 138, 139. *Pharmaceuticals* (2127) 139, 140. *Pharmaceuticals* (2128) 140, 141. *Pharmaceuticals* (2129) 141, 142. *Pharmaceuticals* (2130) 142, 143. *Pharmaceuticals* (2131) 143, 144. *Pharmaceuticals* (2132) 144, 145. *Pharmaceuticals* (2133) 145, 146. *Pharmaceuticals* (2134) 146, 147. *Pharmaceuticals* (2135) 147, 148. *Pharmaceuticals* (2136) 148, 149. *Pharmaceuticals* (2137) 149, 150. *Pharmaceuticals* (2138) 150, 151. *Pharmaceuticals* (2139) 151, 152. *Pharmaceuticals* (2140) 152, 153. *Pharmaceuticals* (2141) 153, 154. *Pharmaceuticals* (2142) 154, 155. *Pharmaceuticals* (2143) 155, 156. *Pharmaceuticals* (2144) 156, 157. *Pharmaceuticals* (2145) 157, 158. *Pharmaceuticals* (2146) 158, 159. *Pharmaceuticals* (2147) 159, 160. *Pharmaceuticals* (2148) 160, 161. *Pharmaceuticals* (2149) 161, 162. *Pharmaceuticals* (2150) 162, 163. *Pharmaceuticals* (2151) 163, 164. *Pharmaceuticals* (2152) 164, 165. *Pharmaceuticals* (2153) 165, 166. *Pharmaceuticals* (2154) 166, 167. *Pharmaceuticals* (2155) 167, 168. *Pharmaceuticals* (2156) 168, 169. *Pharmaceuticals* (2157) 169, 170. *Pharmaceuticals* (2158) 170, 171. *Pharmaceuticals* (2159) 171, 172. *Pharmaceuticals* (2160) 172, 173. *Pharmaceuticals* (2161) 173, 174. *Ph*

第三 その他

(一) 雇用に関する問題

1. 現または将来に欠く年少者の就職

2. 企業における年少労働者の福祉

3. 労働青少年ホームの設置

4. 雇用の設備の設置

昭和二十九年三月東京都内の公共職業安定所に申込みのあつた新規学校卒業者

ともいうべき施設を設置することが、**求人についてみると、両親健在を求人条件としたものは、求人総件数に対し、中学校卒業生については四・七パーセン**

開する事業を行うこと。
 (1) 講演会、講習会、座談会の開催等、年少者の職業技能の向上及びこれによつてみると、両親または片親ト、高等学校卒業者については一一・〇パーセントとなつてゐる。

一般教養に關する事項
 11) 映画、演劇の鑑賞、音楽会の
 開催、室内娯樂設備及び運動設備
 がないといふそのことが、如何にその
 年少者の就職上の障害となつてゐるかが
 分る。そして、かかる差別的取扱をする

の利用等年少者のレクリエーションに関する事項

事業主は、その理由として、「同僚との協調性がない」「素直さが無い」「定着が悪い」「金銭を扱う職種では身元保証に

職業相談、就職時の訓練、就

職後の補導、生活相談等年少者の保護指導に関する事項

健康診断、健康相談及び指導

然し、単に両親または片親がないことの故に、これら年少者の就職を忌避する不安がある」等をあげている。

(イ) 年少者に有益な圖書の充実及び巡回移動文庫の実施に関する事

(vi) 不当雇用におちいつた年少者の一時的収容及びその保護善導にあると考える。

(イ) 関係行政機関は、事業主一般にの措置を講じてその保護をはかる必要がある。

関する事項
 お、この施設はでき得る限り多くで
 ことがよいが、さし当り、他府県が
 被害者の多い東京、愛知、大阪の三
 府県に優先して居る汚職を根
 絶化し、その理解と協力を得ること
 に努めること。

その就職時の身元保証を実施してい

戦時中業者のある者は機械を屑鉄として政府に供出し、また、水袋（バケツ代用品）を製造する業者もいた。戦後再び復活した。即ち昭和二十一年になり、当時の貿易庁が戦前の輸出品の商品見本の一部として約一万ダース注文したことに伴う（これは各回のパイヤーに展示するためである）。かくして生産高も次第に上昇し、従業員も、機械台数も増加した。昭和三十一年の七月における県下事業場は三五〇、織機も約四千台と言われている。生産高は昭和二十七年三七万ダース、同二八年四三万ダース、同二九年四〇万ダース（約四億円）となっている。

最近の需要減少傾向に対し、生産過剰、設備過剰がわきわきとして価格の暴落著しく、現在は生産制限を行っており（全織機の一〇・六〇％が稼働）、今後設備制限ないし価格制限を行うべく、中小企業安定法の適用を関係方面に申請し、調整組合を組織して業界の安定を図り、価格の変動を防止し、輸出の進展を図りつつある。従ってパンコック帽製造業の将来もすべて現在の諸施策の成果如何にあるという状況である。

第2表 産業別生産額 (昭和23年度)

産業	生産額	比率
計	228,791	100.0
農業	40,468	17.7
製パンコック帽	67,701	29.6
製労働用真綿	69,700	30.5
製労働用真綿	21,785	9.5
製労働用真綿	84,988	37.2
製労働用真綿	620	0.3
製労働用真綿	8,589	3.8

(注) 1. 寄島町役場調
2. 当時におけるパンコック帽製造業の状況

第1表 産業別戸数 (昭和20年度)

産業	実数	比率
計	2,178	100.0
農業	1,085	50.0
製パンコック帽	168	8.0
製労働用真綿	94	4.0
製労働用真綿	114	5.0
製労働用真綿	717	33.0

(注) 1. 寄島町役場調
2. 当時におけるパンコック帽製造業の状況

また、これらの事業場に働く人の家庭は元来恵まれず、幼少の頃から母や姉達に従ってその職場に行き、手助をする者が多い状況である。にも拘らずこれらの家庭にもある程度の経済的影響を与えていることが理解される。例えばどんな家庭においても娘の嫁入には嫁入道具の一部としてダンス、洋服ダンス、ミシン等を用意しない家はない程であると言われている。

事業場数は、これを戸数よりみるときは全戸数二、〇五二中二二九（八・三％）で必ずしも多くはないが昭和二十九年に比すればわずかながら増加している（第二表の注参照）。

また、就業人数は九〇〇人余人口の九・二％に相当する（昭和三十一年七月業者調）。年少者に関する資料は入手できなかったが、業者の言によれば全就業者の約一〇％内外ではないかとし、これより推計すれば約九〇人と推定される。

雇用労働者についても充分な資料は見当らなかったが、当時役場の資料（第二表の注参照）によればそのうち約九〇％が女子である



パンコック帽を織る年少者

安定を図り、価格の変動を防止し、輸出の進展を図りつつある。従ってパンコック帽製造業の将来もすべて現在の諸施策の成果如何にあるという状況である。

一戸で四段歩以上の耕作地をもっているところは非常に僅少であるので、必ずしも好条件を具備していないことは前述のとおりである。

また、これらの事業場に働く人の家庭は元来恵まれず、幼少の頃から母や姉達に従ってその職場に行き、手助をする者が多い状況である。にも拘らずこれらの家庭にもある程度の経済的影響を与えていることが理解される。例えばどんな家庭においても娘の嫁入には嫁入道具の一部としてダンス、洋服ダンス、ミシン等を用意しない家はない程であると言われている。

事業場数は、これを戸数よりみるときは全戸数二、〇五二中二二九（八・三％）で必ずしも多くはないが昭和二十九年に比すればわずかながら増加している（第二表の注参照）。

また、就業人数は九〇〇人余人口の九・二％に相当する（昭和三十一年七月業者調）。年少者に関する資料は入手できなかったが、業者の言によれば全就業者の約一〇％内外ではないかとし、これより推計すれば約九〇人と推定される。

雇用労働者についても充分な資料は見当らなかったが、当時役場の資料（第二表の注参照）によればそのうち約九〇％が女子である

2 定時制高校卒業生の就職上の差別待遇の排除
定時制高校の卒業生は全日制の高校卒業生に比し、その就職条件が低い向きが見られる。勿論、その実質的な能力程度によって待遇に差別を生ずるのはいくらでも得ないところがあるが、修業課程が定時制であることの故をもつて、一般的な差別取扱いをすることは得ないものと考へる。このため関係行政機関は、事業主一般に対し、この点に関する啓蒙を行わなければならない。

3 離職等の実態調査
昭和二十九年三月において就業している十四才から十九才までの年少者のうち、転職を希望する者の率は一〇・五パーセントである。また昭和二十九年三月中学卒業生で東京都内に他府県より就職した者についてみると、その一三・八パーセントが三か月以内に離職している。これによつてみると、年少者が就職後間もない期間に転職し、或いはこれを希望する場合が少なくないように見受けられるが、その理由、就業期間及び離職後の婦人等に関する具体的な調査資料が見られない。



あるパンコック帽製造事業場

以上年少労働者の保護福祉について、労働政策として、とりあえず実現を期すべき諸点を述べたのであるが、最も問題の存する中小企業においては企業独自の力ではその解決は至難であると思われるので、関係行政機関は、中小企業育成に於いての経済政策の考慮と併せ、必要な手段措置を講じこれが実現を期せられたい。

また、任意包括適用の方途についても積極的に配慮されたい。

（一）離職理由
（二）健康保険法、失業保険法等現行社会保険制度の適用については、中小企業に働く労働者の適用が相当であるように見受けられるので、強制適用事業場にして適用されるものについては速やかに適用の措置を講ぜられたい。

前月号では、地方的特殊産業のうち陶磁器製造業（万古焼）と絹物業の二つについて紹介しました。本号においてもまた引き続き他の産業につき概説を試みることにしました。以下述べようとする産業は大部分女子の職場であつて、男子の年少者はみられません。

一、産業の沿革
パンコック帽を製造する機械は岡山県寄島町附近の人によつて考案されたものであつて、昭和三年頃からこの企業が開始されたものである。

当時は半農半漁をもつて生活を支えていたが、耕地面積が極めて狭小なため特に女子の余剰労働力が存在し、この労働力利用が容易であつたこと、貿易商中にも当町関係者がおり、従つて輸出商品として進出の機会に恵まれたこと、等が当産業の発展の主要原因である。自然的、地理的条件よりは人的条件にむき多く依存していると言えよう。また、当地方に早くから行われていた家内工業の生産形態を有する麦稗、真田よりも収入がよい点も見逃し得ないところである。

昭和七年頃全国統一組織をつくり当産業の発展を図つた。当時は、備前、兵庫、岡山、広島、香川の各県において行われており、織機も約五千台あつたとされている。

前月号では、地方的特殊産業のうち陶磁器製造業（万古焼）と絹物業の二つについて紹介しました。本号においてもまた引き続き他の産業につき概説を試みることにしました。以下述べようとする産業は大部分女子の職場であつて、男子の年少者はみられません。

一、産業の沿革
パンコック帽を製造する機械は岡山県寄島町附近の人によつて考案されたものであつて、昭和三年頃からこの企業が開始されたものである。

当時は半農半漁をもつて生活を支えていたが、耕地面積が極めて狭小なため特に女子の余剰労働力が存在し、この労働力利用が容易であつたこと、貿易商中にも当町関係者がおり、従つて輸出商品として進出の機会に恵まれたこと、等が当産業の発展の主要原因である。自然的、地理的条件よりは人的条件にむき多く依存していると言えよう。また、当地方に早くから行われていた家内工業の生産形態を有する麦稗、真田よりも収入がよい点も見逃し得ないところである。



地方的特殊産業の実態

パンコック帽製造業及びガフ紡績業

パンコック帽製造業（岡山）

第1表 昭和30年3月中学校卒業者の卒業後の状況 (昭和30.7.1現在)

区 分	中 学 校			同 比 率 (%)		
	計	男	女	計	男	女
総 数	1,663,184	845,302	817,882	100.00	100.00	100.00
A. 進学者 (就職して進学している者を含む)	857,032	469,078	387,954	51.53	55.49	47.43
B. 就職者	698,007	363,847	334,160	41.97	42.98	40.92
C. 就職して進学している者 (再掲)	64,491	46,825	17,666	3.87	5.54	2.15
D. 無業者	148,837	48,597	99,790	8.92	5.75	12.20
E. 死亡者	225	182	98	0.01	0.02	0.01
F. 不詳	23,964	10,978	12,991	1.44	1.30	1.59

(註) A+B+C+D+E+F=100

第2表 昭和30年3月高等学校卒業者の卒業後の状況 (昭和30.7.1現在)

区 分	高 等 学 校			同 比 率 (%)		
	計	男	女	計	男	女
総 数	715,916	415,591	300,325	100.00	100.00	100.00
A. 進学者 (就職して進学している者を含む)	181,526	86,695	44,831	18.37	20.86	14.93
B. 就職者	340,529	224,679	115,850	47.57	54.06	38.57
C. 就職して進学している者 (再掲)	8,268	7,388	980	1.15	1.77	0.31
D. 無業者	209,778	88,317	121,461	29.30	21.25	40.44
E. 死亡者	161	112	49	0.02	0.03	0.02
F. 不詳	42,190	28,126	19,064	5.89	5.57	6.85

(註) A+B+C+D+E+F=100

第3表 昭和30年3月中学校卒業者の進学状況 (昭和30.7.1現在)

総 数		高 等 学 校 本 科										同別科
		合 計			通 常 課 程			定 時 制 課 程				
		計	職業に 関する 課程	普通課程及び その他の課程	計	職業に 関する 課程	普通課程及び その他の課程	計	職業に 関する 課程	普通課程及び その他の課程		
計	857,032	843,465	301,548	541,917	780,169	249,051	481,118	113,296	62,497	60,799	13,567	
男	469,078	466,776	196,279	270,497	691,061	160,826	230,235	75,715	35,458	40,262	2,302	
女	387,954	376,689	105,269	271,420	839,108	88,225	250,883	87,581	17,044	20,537	11,265	
同比率	100 %	98.42	35.19	63.23	85.20	29.06	56.14	13.22	6.13	7.09	1.58	
	100 %	99.51	41.84	57.67	88.37	34.29	49.08	16.14	7.56	8.58	0.49	
	100 %	97.10	27.14	69.96	87.41	22.74	64.67	9.69	4.39	5.30	2.90	

第4表 昭和30年3月中学校卒業者の産業別就職者 (昭和30.7.1現在)

区 分	計	農業	林業及び狩猟業	漁業及び水産物採取業	鉱業	建設業	製造業	卸売及び小売業	金融及び保険業	不動産業	運輸通信及びその他の公共事業	サービス業	公務	その他
就職者	698,007	204,682	8,663	13,996	2,226	9,773	268,848	83,940	1,765	287	10,072	68,580	2,999	92,226
同比率	100%	29.32	0.62	2.01	0.32	1.40	38.51	12.03	0.25	0.04	1.44	9.83	0.43	13.22

第5表 昭和30年3月中学校卒業者の職業別就職者 (昭和30.7.1現在)

区 分	計	農業者、林業者及び類似従事者	漁業者及び類似従事者	採掘、石炭採掘者及び類似従事者	運輸機関運転従事者	製造修理従事者	その他の生産従事者	専門的技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	売買及び類似従事者	サービス職業従事者	その他
就職者	698,007	207,903	14,058	2,578	5,609	238,827	29,855	5,141	917	16,899	79,984	66,477	31,465
同比率	100%	29.79	2.01	0.37	0.72	34.22	4.28	0.74	0.13	2.42	11.45	9.52	4.50

この程、文部省から、昭和三十年三月、中学校・高等学校卒業者の卒業後の状況についての調査結果が発表された。

進学状況・就職状況(産業別・職業別)を全国的に集計したもので、年少労働関係の資料として貴重なものである。

昭和三十年三月中学校・高等学校卒業者の卒業後の状況——文部省調査

第3表 産業別性別就職者数 (昭和30年)

産業	性別	計	男	女
計		71人 (100.0%)	39人 (54.9%)	32人 (45.1%)
農業		6	6	—
林業		9	9	—
漁業		8	8	—
建設業		13	13	—
製造業		1	1	—
卸売及び小売業		7	—	7
金融及び保険業		—	—	—
運輸通信		—	—	—
その他の公共事業		—	—	—
サービス業		—	—	—
公務		—	—	—
その他		—	—	—
就職者		8	1	2
雇用者		15	0	15
卒業生		129	60	69
		100.0%	46.5%	53.5%

(注) 寄島町中学校 (全校一校)

る。そして女子の業務は機械による帽の製造である。男子は青年労働者が一般に多く大部分は業者の「管理職」の仕事を行っており、機械の故障の修理、仕事のだんどりその他仕事が行われるのに必要な仕事をしていくようである。この場合にも年少者の数は一〇%内外ではないかと言ふ。

最後に当町中学校卒業生について述べれば次のようになっている。卒業生総数二九人中、就職者は五五・〇%である(男子六五・〇%、女子四六・四%)。このうちパンコック帽製造業に就職したものは一八人であるが、これは製造業就職者の五二・九%で大半以上が当該産業に就職していることが理解される。そして女子の場合はその八一%がこの産業に入っていることは注目されてよい。

第4表 就職者及び雇用労働者数 (昭和30年)

区 分	総 数	年少者
就職者	10,184	1,960
	2,684	370
	7,560	1,590
雇用労働者	3,490	1,890
	1,970	880
	6,520	1,500

五億円ののぼり全の生産高も九二%以上を相当すると言われている。これらの材料

第5表 就職者及び雇用労働者数 (昭和29年)

区 分	総 数	年少者
就職者	8,230	1,470
	2,090	280
	6,140	1,190
雇用労働者	6,910	1,870
	1,560	250
	5,350	1,120

(注) 岡崎安定所調

に於いて製造される製品には、帯巻、足袋裏、ふとんカバー、ガラ紡手布等がある。ガラ紡手布は主として東南アジア及びアメリカに輸出されているが、本年は昨年度よりも輸出の見通しも良好であると言ふ。

二、地域社会に占める地位 近年全国的に行われていたガラ紡企業が岡崎市及びその周辺に集り、全国同業の八〇%に及んでいる。従つて当該地域における事業場のみで外貨一億円を獲得しており、その重要度も増加しつつある。しかし、企業規模は極めて小さく企業数は一般に貧困であることが特徴である。

当該地域においては、ガラ紡を除き、農業、林業の外にみるべき産業はなく、ガラ紡企業とそれを織る織屋企業だけが重要部分を占めている。このガラ紡産業に属する事業場の規模の小さいことは前述のとおりである。また就業者数及び雇用労働者数は第二表のとおりで、雇用労働者総数六、九一〇人に対し年少者は一、三七〇人で約一九・八%となっている。これを性別で見ると男子約一六・〇%に比し、女子は二〇・九%となっている。しかし男子総数に対する年少者の割合は一六・〇%と平均以下であるが、女子の場合は二〇・九%と男子に比し高率を占めている。また、ガラ紡産業の中心である岡崎中学校卒業者の就職状況をみると、ガラ紡産業に就職した年少者は非常に少ない。即ち全就職者の一一・一%、製造工業に就職した年少者五三〇人の一一・九%にすぎない状況である。

なお、全卒業生数は一、七五四人(男子八五七人、女子八九七人)で、このうち就職者は約五一・一%の八九七人である(第三表参照)。

第6表 卒業生の就職状況

産業	計	男	女
計	897人 (100.0%)	448人 (49.9%)	454人 (50.6%)
農業	42 (4.7%)	15	27
建設業	12	12	—
製造業	530 (59.1%)	267	263
卸売及び小売業	148 (16.5%)	91	57
金融及び保険業	2	—	2
運輸通信	16	9	7
その他の公共事業	104 (11.6%)	88	71
サービス業	4	1	8
公務	39	15	24

(注) 1. 昭和30年3月卒業生
2. 岡崎市の全中学校 (15校) 分

第9表 年次別、中学校卒業者の卒業後の状況 (指數は27年度基準)

年次別	卒業者		進学者 (就職して進学した者を含む)		就職者		就職して進学 (再掲)		その他		無業者 (その他の再掲)	
	構成比	指数	構成比	指数	構成比	指数	構成比	指数	構成比	指数	構成比	指数
25年度	100	97.9	45.6	79.9	46.3	108.6	4.6	100.9	12.6	103.1	11.4	85.1
26年度	100	96.3	47.6	92.5	47.5	109.5	4.7	102.1	9.6	86.0	8.0	60.1
27年度	100	100.0	48.4	100.0	41.7	100.0	4.4	100.0	14.3	100.0	12.9	100.0
28年度	100	87.7	50.9	92.4	40.0	84.1	4.1	89.4	13.2	80.8	12.0	81.6
29年度	100	95.2	51.6	101.6	42.0	98.8	3.8	84.6	10.3	68.9	8.9	66.1

第10表 年次別、高等学校卒業者の卒業後の状況（指数は37年度基準）

年次別	卒業 者				進 学 者 (就職して進学 した者を含む)				就 職 者				就職して進 学 (再期)				そ の 他				無 業 者 (その他の再期)			
	構成比		指数		構成比		指数		構成比		指数		構成比		指数		構成比		指数		構成比		指数	
25 年度	100	75.8	23.6	60.9	46.3	70.7	1.7	69.0	81.8	97.0	27.7	80.0												
26 年度	100	96.6	21.6	83.0	49.6	96.6	1.7	87.9	90.5	77.0	24.3	90.2												
27 年度	100	100.0	21.5	100.0	49.0	100.0	1.9	100.0	81.4	100.0	26.1	100.0												
28 年度	100	116.1	19.7	106.4	48.5	113.3	1.5	92.6	83.3	128.5	28.5	127.0												
29 年度	100	122.2	18.4	104.3	47.6	113.5	1.2	73.8	95.2	197.3	29.3	197.3												

第 6 表 昭和 30 年 3 月高

区 分		合	
		計	男
總 数 (同 比 率)		181,528 100%	86,695 65.91
普通課程 (同 比 率)		113,842 100%	73,158 64.26
職業に 関する課程	計 (同 比 率)	17,886 100%	13,401 77.80
	農業に関する課	2,920	2,717
	水産業	240	234
	工業	4,145	4,119
	商業	6,756	6,085
	家庭	3,031	1
	商船	244	244
その他の課程 (同 比 率)		848 100%	136 99.08

第 7 表

区 分	計	農 業	林業及び 狩 猟 業	漁 業 及 び 水産養殖業
総 数 (同 比 率)	840,529 100 %	58,201 17.09	1,189 0.35	2,195 0.64
普 通 課 程 (同 比 率)	154,579 100 %	21,406 18.85	446 0.29	886 0.54
職業 計 (同 比 率)	185,605 100 %	36,768 19.81	748 0.40	1,857 0.78
農業に関する課程	41,969	27,797	551	55
水産業 " "	2,486	74	8	884
工業業 " "	48,420	1,470	49	108
商業 " "	78,503	2,467	107	284
家庭 " "	19,276	5,080	33	26
商船 " "	1	—	—	—
その他の課程 (同 比 率)	845 100%	27 7.88	— —	8 0.87
内 通 常 訳 (同 比 率)	257,050 100 %	39,786 15.48	929 0.86	1,831 0.71
定 時 制 (同 比 率)	88,479 100 %	18,415 22.06	250 0.31	365 0.44

第 8 表

区 分		計	農業者、林業者及び類似従事者	漁業者及び類似従事者
総 (同 比 率)		340,529 100 %	85,888 17.13	1,892 0.54
普 通 課 程 (同 比 率)		154,579 100 %	21,293 13.77	654 0.42
職業 (同 比 率)	計 (同 比 率)	185,605 100 %	37,018 19.94	1,172 0.63
農業に関する課程		41,969	28,044	56
水産 " "		2,436	80	888
工業 " "		48,420	1,483	80
商業 " "		73,503	2,427	128
家庭 " "		19,276	4,984	20
商船 " "		1	—	—
そ の 他 の 課 程 (同 比 率)		845 100 %	27 7.88	3 0.87
内 訳	通 常 (同 比 率)	257,050 100 %	39,887 15.52	1,514 0.69
	定 時 制 (同 比 率)	88,479 100 %	18,451 22.10	315 0.88

★知事の身元保障で二遺児就職
昨年十月東京都に「遺児等の身許保証に関する都条例」ができたが、今春、中学校を卒業する木下基（千五）、小森和枝（千五）の二人のために安井都知事が親代りとなつて、この条例が始めて適用されることになつた。木下君は父親が戦病死し、母親と妹の三人暮しで、学校では校長をしており、新潮社（出版）に就職が

母と妹の三人暮しで、山手信用金庫に就職がきまつた。このほかに今知事に身元保証人になつてもらう手続中の高校生三人、中学生二人がある。(二・六、朝日新聞)

七千人、昨年同期の七千八百人に比べて二倍以上になつてゐるが、求職者は約三万人で、十人に一人という職場もあり、競争率はまちまちである。この日、中央労働会館で行われた「紙器会社の入社試験には二十五名の採用予定のところ四倍の百名が応募し、知能検査など行われた。『今年の子は優秀なようだ』と試験官は語つてゐた。」(二二頁、東京新聞)

等学校卒業者の進学状況 (昭和 33. 7. 1 現在)

計			大 学			同 別 科			短期大学			同 別 科			高等学校専攻科		
女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
44,881	91,165	74,256	16,909	1,080	374	706	82,542	9,732	22,810	2,730	470	2,260	4,009	1,869	2,146		
94.09	69.81	56.46	12.85	0.82	0.28	0.54	24.74	7.40	17.34	2.08	0.86	1.72	3.05	1.42	1.63		
40,684	81,278	64,864	16,414	900	286	664	27,339	6,870	20,469	2,068	228	1,830	2,267	960	1,307		
85.74	71.40	56.98	14.42	0.79	0.21	0.58	24.01	6.03	17.98	1.81	0.20	1.61	1.99	0.84	1.15		
3,985	9,689	9,807	882	179	137	42	5,069	2,818	2,251	662	240	422	1,737	899	838		
22.70	55.89	53.69	2.20	1.03	0.79	0.24	29.23	16.26	12.97	3.82	1.38	2.44	10.02	5.19	4.83		
202	1,528	1,498	25	66	61	5	927	802	125	166	148	18	238	209	29		
6	64	63	1	1	1	—	29	29	—	18	13	5	128	128	—		
26	3,135	3,126	10	88	98	—	646	635	11	51	51	—	275	270	5		
671	4,754	4,620	134	52	87	15	1,769	1,352	417	100	28	72	81	48	89		
8,030	218	1	212	22	—	22	1,698	—	1,698	327	—	327	771	—	771		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	244	244	—		
212	198	85	113	1	1	—	134	44	90	10	2	8	5	4	1		
60.92	56.90	24.43	32.47	0.29	0.29	—	38.51	12.64	26.87	2.87	0.57	2.30	1.43	1.14	0.29		

昭和 30 年 3 月高等学校卒業者の産業別就職者 (昭和 30. 7. 1 現在)

鉱業	建設業	製造業	卸売及び 小売業	金融及び 保険業	不動産業	運輸通信 及びその他の 公益事業	サービス業	公務	その他
8,128 0.92	10,001 2.94	86,081 25.28	71,542 21.01	20,444 6.00	666 0.20	24,268 7.12	21,161 6.21	24,698 7.25	16,969 4.99
1,898 1.19	2,027 1.81	88,896 21.98	81,498 20.88	12,931 8.02	887 0.26	18,868 8.64	11,969 7.74	14,618 9.46	9,919 6.40
1,289 0.69	7,970 4.29	62,081 28.06	89,990 21.55	8,041 4.38	276 0.15	10,829 5.88	9,174 4.94	10,059 5.42	7,028 3.80
128 7	689 7	8,942 841	2,788 217	182 6	12 —	1,081 124	1,808 81	2,628 73	948 119
865 260	6,827 878	27,265 16,668	2,571 29,887	84 7,186	86 204	8,987 4,765	2,054 8,648	2,290 8,968	1,486 8,211
89 —	124 —	8,870 —	4,557 —	588 —	25 —	981 1	2,088 —	1,160 —	1,815 —
1 0.29	4 1.16	104 80.14	64 15.65	12 8.48	8 0.87	66 19.18	28 8.12	21 6.09	22 6.87
1,649 0.64	7,772 8.02	61,119 28.78	60,697 28.57	19,020 7.40	646 0.21	17,488 6.78	16,067 6.26	16,822 6.64	18,474 6.26
1,479 1.77	2,229 2.67	24,962 29.90	10,945 18.11	1,424 1.72	120 0.14	6,816 8.16	5,094 6.10	7,876 9.48	3,496 4.19

昭和30年3月高等学校卒業者の職業別就職者 (昭和30.7.1現在)

探鉱、採石 従事者及び 類似従事者	運輸機関 運転従事者	製造修理 従事者	その他の 生産従事者	専門的技 術的職業 従事者	管理的職 業従事者	事務 従事者	売買及び 類似従事者	サービス 職業従事者	その他
2,025 0.59	5,088 1.48	46,329 13.61	9,781 2.86	20,146 5.92	2,260 0.66	114,095 33.61	51,624 15.16	15,803 4.64	18,821 5.90
1,145 0.74	2,762 1.79	16,088 10.41	4,023 2.60	4,672 3.02	1,142 0.74	62,722 40.58	23,481 15.19	9,012 5.88	7,585 4.91
876 0.47	2,255 1.21	80,200 16.27	5,678 3.06	15,450 8.82	1,106 0.60	51,246 27.61	28,122 15.15	6,771 3.66	5,711 3.09
90 9	451 78	2,645 526	682 42	1,778 256	132 1	8,677 210	2,474 171	1,111 61	829 114
708 65	950 690	21,076 4,507	8,618 1,144	12,242 580	391 549	2,728 98,607	2,072 20,065	1,532 2,494	1,550 2,247
4 —	86 —	1,446 —	197 —	594 —	38 —	6,029 —	3,340 —	1,573 —	970 1
4 1.16	21 6.09	41 11.88	30 8.70	24 6.96	2 0.58	127 36.81	21 6.09	20 5.80	25 7.23
1,011 0.39	2,856 1.11	28,889 11.08	5,988 2.38	15,517 6.04	1,618 0.63	96,112 37.39	42,579 16.56	11,290 4.39	10,889 4.02
1,014 1.21	2,182 2.61	17,990 21.55	3,743 4.48	4,629 5.55	632 0.76	17,988 21.54	9,045 10.84	4,513 5.41	2,982 3.57

関東甲信越地区における 年少者の不当雇用慣行実態調査

中間報告

関東甲信越地区における年少者の不当雇用慣行実態調査は、予備調査（学校調査、市町村調査）、親元調査、雇用先調査の段階に従って実施されている。このうち、学校調査の結果については、本誌第二十八号に掲載したが、その後、市町村調査、親元調査を終了したので、それぞれの結果について、ここに中間報告する。

なおここでは、それぞれの調査結果の概略をその調査経過に従って簡単に記述するに止め、詳細な分析と説明は、本調査の全部終了をまつて、他日試みることにしたい。

年少者と人

一、学校調査

爾後の各段階における調査の結果を対比せしめる便宜のため、学校調査において把握された者の数を再掲すると、第一表のとおりである。但し、その後における室よりの追加報告のため、本誌第二十八号に掲げた数字は若干訂正される。

第1表

都県別	調査対象	対象者数
茨城	2,668	2,668
栃木	2,919	2,919
群馬	2,019	2,019
埼玉	2,116	2,116
千葉	2,406	2,406
東京	2,242	2,242
神奈川	724	724
新潟	8,879	8,879
山梨	1,092	1,092
長野	1,823	1,823
合計	18,871	18,871

二、市町村調査

この市町村調査の結果、不当雇用慣行のおそれありとして報告された者の数は第二表のとおりである。

第2表

都県別	調査対象	対象者数
茨城	24	24
栃木	17	17
群馬	14	14
埼玉	20	20
千葉	19	19
東京	242	242
神奈川	7	7
新潟	42	42
山梨	25	25
長野	14	14
合計	424	424

三、親元調査

前記の学校調査、市町村調査を経て、予備調査が終る。これによつて、不当雇用慣行のおそれある年少者の把握ができたのであつて、次に、該年少者の親元（保護者）についてその実態に関する調査が行われたのである。調査期間は十一月から十二月に亘り、室職員、協働員、児童委員がこれに当つた。

第3表

都県別	調査対象	対象者数
茨城	9	9
栃木	18	18
群馬	9	9
埼玉	28	28
千葉	0	0
東京	16	16
神奈川	9	9
新潟	2	2
山梨	1	1
長野	9	9
合計	109	109

次に、親元調査を経て不当雇用慣行の疑いありとされた年少者の受入地の状況

第4表

都県別	調査対象	対象者数
茨城	5	5
栃木	2	2
群馬	10	10
埼玉	2	2
千葉	1	1
東京	16	16
神奈川	2	2
新潟	12	12
山梨	4	4
長野	1	1
合計	7	7

四、雇用先調査
不当雇用慣行の疑いある年少者一〇三名中受入地の不明の一三名を除く九〇名について、その雇用先（雇用主及び年少者本人）における実態的な調査が本年一月から二月にかけて実施される。

についてみると第四表のとおりである。東京都を中心とする関東地区に集中している。



女子労働者の保護規定 について（前号つづき）

二、女子労働者の休日について

女子労働者の労働保護のため、女子労働者に休日確保する必要がある。このために保護規定がどのように設けられているかをいろいろの角度から簡単に述べよう。

1. 沿革

女子労働者の休日に関する保護は、労働時間に関する保護と並んで考慮されて来た。

我が国では既に工場法において、女子について月二回の休日設けるべきことを定め、商店法においては常時五十人以上の店舗における女子について月二回の休日設けていた。従つて戦前の保護法規ではまだ週休制は採用されていません。

外国における保護規定の沿革を見ますと、英国では一八四四年の工場法で女子労働者に対して日曜日を休日と定め、一八五五年以後は降誕祭、受難日及び銀行休業日（四日間）を休日として追加しました。尚一八四四年の工場法で女子に半日休制を実施しています。

フランスでは一八一四年の法律で毎週一日主として日曜日及び国又は宗教上の祝祭日には労働させてはならないと定められ、その後成年労働者には休日の規定が適用されなくなつたときもありましたが、そうしたときにも女子の休日は確保されてきました。一九一九年の法律で土曜半休制の途が開かれましたが、殆んど実施されていません。

2. 労働基準法の定め

労働基準法は週休制をとり入れ、労働者に対して毎週一回以上の休日を与えなければならぬと定めています。しかし、成年男子労働者は労働協定すれば、休日に働かされますが、女子労働者に対しては労働協定しても働かせてはならないと定めています。

女子労働者には右の如く休日の確保について意が用いられていますが、種々な理由から次のような例外が定められています。

- (一) 事業上週休制により難い場合は、四週間を通じて四日以上以上の休日を与える方法に換えることができます。
- (二) 非常災害の場合には休日労働を

させることができます。

(三) 公務のため臨時の必要のある場合は休日労働をさせることができます。

(四) 農林、水産等の原始産業に従事する労働者には休日の規定は適用されません。

(五) 監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者には休日の規定は適用されません。

(六) 監視又は断続的労働に従事する者として監督署長の許可を受けた者には休日の規定は適用されません。

(七) 日直勤務について断続的な業務であると監督署長の許可を受けた者には休日の規定は適用されません。

3. 解釈

女子労働者に対する休日の制限規定については次のように解釈されています。

(一) 「休日」の意味について

女子を労働させてはならない休日は法の定めている毎週一回の休日です。従つて祝祭日を休日にするかしないかは就業規則その他の定めによります。又休日は通常は日曜日でしょうが、他の曜日にしても差支えなく、只きまつているのが望ましいといえます。

休日は曜日による一日として解釈されています。但し、三交替連続作業の場合に限り二十四時間の休みで差支えないとされています。

- (二) 休日の振替と代休制度

休日の振替とは定められた休日を労働日とし、そのかわり他の労働日を休日にするものであり、代休とは休日に労働させた場合、代りに休みを与えることです。従つて女子労働者には休日の振替によることはできても、代休制度は適用できません。

4. 罰則

女子労働者を法の定め違反して働かせると六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処されます。

5. 違反の具体的事例

女子労働者を法の定め違反して休日に労働させたために検察庁に送検された事例を次にあげます。

(一) 北海道の五飲料（株）旭川工場において、同工場長は女子労働者安井スミ子他二六名に対し、昭和二年三月二日より、同年八月十七日までの間に延一七三回、延一、四六二時間の休日労働を行わせ、同年九月十四日に送検されています。

(二) 青森県のバス（株）の使用者は、女子である車掌七八名に対し延一五五日の休日労働を行わせ、女子事務員八名に対し延八日の休日労働を行わせ、昭和二年七月二三日に送検されています。

6. 諸外国の立法例

外国における保護規定の沿革を見ますと、英国では一八四四年の工場法で女子労働者に対して日曜日を休日と定め、一八五五年以後は降誕祭、受難日及び銀行休業日（四日間）を休日として追加しました。尚一八四四年の工場法で女子に半日休制を実施しています。

らよいか、^{（一）} についての研究や体験等の発表が行われた。

七、八日 全国農協婦人団体連絡協議会主催による「第一回全国農協婦人大会」が東京芝の中労委員会館において開催された。当日は、約六百名の会員が全国から集つて、農協婦人部の現状について討議した。

八日 主婦連合会では、東京都の交通及び水道料金の値上げ案に対して、かねてから反対の態度をとつていたが、藤田副会長外代表二名が都庁に知事、都議会議長、交通、水道の両局長を訪問、値上げ反対についての要望書を提出した。

八日 労働省では婦人参政十周年を記念して「社会とともに進む婦人」の写真募集を行つてきたが、この程入賞者が決定（本誌三十一号参照）十三日から一週間新宿三越で展示会を行つた。

十日 労働省婦人少年局では、去る四月行われた婦人週間の一行事として東京都内に住む成年女子を対象とした「婦人の社会的関心に関する世論調査」を内閣審議室に依頼して行つたが、その結果がまとまつたので発表した。

十七日 婦人が参政権を得てから満十年の日、婦人参政権十周年記念行事実行委員会主催による十周年記念大会が東京神田の共立講堂で開かれた。当日は二千名を超える婦人が参加して「婦人の政治的向上をはかるには、どうすればよいか、又それをはばむものはないか」について阿部真之助、平林たい子、中島健蔵の三講師を中心として討論会が行われ、後ベージェント「婦人参政への道」が上演され、盛大裡に散会した。

十九日 婦人参政十周年記念行事として労働省婦人少年局では、東京虎の門共済会館において「婦人と政治について」の懇談会を開催。新聞・放送・婦人団体・労組婦人部・女子大学生などを含む十六名が集り、実際の体験から意見が交換された。

二十日 声学家関鑑子氏は一九五五年度スターリン国際平和賞を授与された。

二十一日 主婦連合会では、東京永田町の参議院会館において月例の全体会議を開催したが、さきに河野農相が言明した「消費者米価の値上げを考えている」という問題をとりあげ「政府は消費者米価は値上げしないと公約したので、公約違反である」と反対の態度をとる事を決め、農林省に陳情した。

二十六日 婦人少年問題審議会（会長平林たい子）では、「一年少労働者の保護福祉に関する建議書」を関係官庁に提出した。

三十一日 オーストラリアの青少年赤十字四十周年記念の国際トレーニング・センターに日本代表として斎藤孝子さん（川村女子高校三年）が選ばれ出発した。

＊「東京府女子従業員組合」の結成
会と云えば、東京都庁の女子職員の組合と思ふ人もあるかもしれないが、これは吉原・新宿・焼の街などの赤線区域から業者者に「動員」されてきた接客婦たちで、社会黨員と称する二人の男の人の作つた筋書と通りに万事運ばれ、労働組合だというのに、前借金とか玉割とか業者との経済的な雇用条件には少しもふれず、売春肯定、業者擁護という印象をうけた。組合の政治目標は、売春等処罰法案による犠牲者に対する裏付け、売春婦の「家族ぐるみ」の生活保障を団体交渉で政府に要求することだそうで、この人たちの生活保障ができないければ、売春法案をひつこめるといふ論法である。壇上に立つた女の人の中には「とうとい職場」といふ言葉を使つたり、「婦人代議士が私たちの職場をうばおうといっている」などとのけずれな抗議をしていた人もあつた。これは赤線の女の人を婦人代議士や婦人団体にけしかけて、女同士をかみあわせる黒幕の分裂作戦だと思ふが、おそらく日本人たちは気がついていないのだらう。現在赤線には衛生と支配をうけているらしく、「厚生」を看板にしているだけで、内容に見るべきものがない。黒幕の連中が売春法案阻止の政治運動にこれを利用したものである。

ないと定めています。

〔西ドイツ〕 商工業に適用される工業条例では日曜、祭日の休日労働を禁止していますが、商業その他特別の事由のある場合は休日労働が許されます。女子についての、特別制限はありません。

母性保護法では妊婦及び哺育中の母を対象として日曜、祭日の労働を禁止しています。但し旅館、飲食店等に例外が設けられています。又休日労働の禁止は家事使用人には適用されません。

〔カナダ〕 ケベック州の週休法では五人以上の労働者を使用する旅館、飲食店等の従業員に週休制を適用し、日曜労働法では工業、演劇、興業場、商店等の従業員は原則として日曜日に休養することを定めています。

オンタリオ州の週休法によれば、人口一万以上の都市にある旅館、料理店、カフェーの事業の従業員は原則として日曜日に休養をとることを定めています。

以上の二州においては女子についての特別制限は定めていません。

〔ソ連邦〕 労働法典によれば、總ての勤労者に毎週四二時間の継続的休養が与えられ、毎週の休日が日曜日又はその他の曜日と一定されています。又祭日には作業を禁止しています。女子についての特別の規定はありません。

〔中国〕 「勞資關係に関する暫定處理規則」では、休息日は各企業の従来の例によるか、又は団体協約の定めるところ

によるとしています。正月と記念日の休日は人民政府の定めるところによるとなっています。団体協約によれば「週」を「一日休息」とするところもあつて、週休制が原則ではありません。又女子についての特別の規定はありません。

スウェーデン 労働者保護法によれば、原則として労働者は七日間につき二十四時間の連続した自由時間を与えられます。この毎週の休息は、できるだけ日曜日に与えられ、又同じ場所に使用される労働者全員に一言に与えられます。女子について特別の定めはありません。

7. 国際労働条約及び勧告

条約としては一九二一年に「工業的企業に於ける週休の適用に関する条約」が採択されています。この条約は原則として一週一回の少くとも連続二四時間の休暇が労働者に与えられるべしと定めています。今既に三八か国がこの条約を批准しています。

又勧告としては「商業に於ける週休の適用に関する勧告」が一九二一年に採択されています。

右の条約、勧告ともに女子についての特別制限はありません。

★ 売春法案まどまど

昨秋解散した「売春問題協議会」が内閣に答申した「売春対策要項」について、昨年十月設置された「売春問題連絡協議会」（関係各省の担当官により構成、議長は内閣官房副長官）で協議していたが、その法案がまとまらなかったのとしていたが、その法案がまとまったので、内閣に設置される審議会に諮問することになった。今度の法案は、赤線青線区域の全廃はもちろん、売春婦の置属、貸座敷、娼家の経営者など一切の搾取者は法律で罰するが、売春婦や相手方の男性など「単純売春」の取締りは各地の自治体の条例にまかせようというもので、売春対策要項の構想では二百億円近くの子算がいり実現しかなかったという理由で、金のかからない案にかえたものである。（『八潮新聞』）

★ 「売春婦労働組合」の結成？

一月十二日東京・浅草公会堂で売春婦の労働組合と称するものの結成大会が開かれた。東京都内の各方面から千人余りの接客婦が、業者の仕立てた観光バスで会場に運ばれ、「売春は職業である」「私たちの生活権を守る」というような大会宣言が読みあげられた。この大会に出席した評論家神崎清氏の談話の要点を一月十六日の朝日新聞から拾つてみよう。

次ページ下段★印につづく

一人か月平均現金給与総額

産 業 別	女子	男子	男子に對する女子の割合
總 数	円 10,325	円 25,888	% 40.0
鉱 業	9,465	21,791	48.4
製 造 業	9,085	25,481	35.7
卸 売 及 び 小 売 業	11,196	24,882	45.0
金 融 及 び 金 保 險 業	15,578	31,804	49.0
運輸通信及 びその他の 公益事業	13,760	27,821	49.5
建 設 業	7,512	16,851	45.9

〔註〕 1) * 印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。 —総理府統計局労働力調査—

○婦人參政權十周年記念

○婦人参政權十周年記念
婦人と政治についての研究懇談会
婦人参政十周年記念事業の一環として、旧年十二月十九日、東京赤坂の虎の門共済会館において、婦人の政治的関心の現状と問題点についての研究懇談会が開催された。

問題について懇談した。

○婦人少年問題審議会總會開催
十二月二十二日、労働省會議室において婦人少年問題審議会總會を開催、主として年少労働者の保護福祉に関する建議書の内容につき検討した。（本誌十九ページ参照）出席者十八名、なお同建議書は十二月二十六日労働大臣を始め各関係方面に提出された。

ごらんになりましたか

- 統計資料「働く年少省の労働状況」
- 婦人労働の実情 No.44
- 婦人労働調査資料号外
- 「家庭内職の実情」

大阪市中間報告

原稿集

「婦人と年少者」は全国に広く取材して編集したいと思います。各地の婦人少年室を始め婦人と年少者に関係ある諸機関の事実にもとづいた活動状況や実情のレポートをお待ちしています。

一、内 容

- 婦人少年室その他の関係機関の活動
- 婦人少年室協助員のレポート
- 地方で起つた婦人と年少者に関する諸問題(いずれもなるべく具体的に)
- 一、分量 四百字詰五枚以内
(但しまとまつた研究物はこの限りではありません)
- 一、必ず原稿用紙を用いること
- 一、締切 毎月五日
- 一、掲載の分には薄謝を呈します
- 一、送り先 本会編集部

婦人と年少者
第二四号卷

昭和三十一年二月一日 印刷
昭和三十一年二月五日 發行

と年小

第二四号卷

編集人

久米愛子

東寶 發行

區山吹町三〇五

印刷

不可一丁里七

所
媿

少年協會

日座東京一〇七九一四

婦人界の最も正確なニュース

人界展望 十二月号主要目次

私の見た英国議会……………藤田 たき
婦人界ニュース

一九五五年の婦人問題

普選三十周年、婦人参政十周年記念式典の記

世界の婦人

旧婦選運動者懇談会

ユネスコの青少年事業諮問委員会について

人界展望 一月号主要目次

新しい覚悟で進みましょう……………藤田 たき
世界の婦人

婦人界ニュース

婦人参政権十周年記念大会

婦選先進国婦人指導者よりのメッセージ

ページェント楽屋ばなし

婦人問題研究所パンフレット

参議院議員 市川房枝 著

第一集 選運動の回顧 (B6三二頁 写真入 一部三〇円 千八円)

婦人問題研究所長 藤田 たき 著

第二集 春問題 (B6三二頁 一部三〇円 千八円)

(近刊)

◇研究所の賛助員(年二百円)維持員(年千円)には
婦人界展望を毎月無料配布いたします。

東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ八八九

発行所 婦人問題研究所

電話 東京 〇七七一三番
振替 東京 一七〇七九〇番

婦人関係年表

— 労働省婦人少年局監修 —

★婦人問題研究家必携の資料

◇歴史とともに婦人が歩んできたあとを年表によって、一目でわかるように編さんしたものです。

◇日本に関するものは、明治以後、昭和二十九年までの事項を記載し、外国については、近代婦人の解放に重大な影響を与えたフランス革命・産業革命の行われた一七〇〇年代の後期から収録されています。
◇婦人問題研究家や、学校における社会科の資料として、また図書館の閲覧用としておすすめていたします。

A五判 四〇頁
定価 五十円
千一〇円

各地の婦人少年室でも御取次致します。

発行所

婦人少年協会

東京都千代田区大手町1の7
振替 東京 107914